

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 820
2025 May



表紙写真

「屋根より高い」

第39回写真コンクール佳作(自由部門)
関根 早由里(補助者) ●埼玉会

家族で例年訪れている群馬県多野郡神流町の「鯉のぼり祭り」での風景です。頭上をはためく鯉のぼり達を前にすると、ついあの歌を口ずさみます。祭り会場への道中にある「メロディロード」もお勧めです。

02 令和6年度の土地家屋調査士試験の傾向と分析①

06 シリーズ 地籍学事始め

第10回 「日本地籍学会の船出にあたり(その1)」
日本地籍学会 理事長 鮫島 信行

08 愛しき我が会、我が地元(4巡目) Vol.135 島根会／福島会

11 土地家屋調査士ガイダンス

13 12人の土地家屋調査士 第9回

17 令和6年度土地家屋調査士新人研修について

20 令和7年度土地家屋調査士新人研修のお知らせ

22 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

23 会務日誌

25 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

27 土地家屋調査士名簿の登録関係

28 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

29 研修管理システム「manaable (マナブル)」の利用登録

31 「俳句」で楽しもう

「ちょうさし俳壇」選者 深谷 健吾

32 ちょうさし俳壇 第480回

33 【令和7年5月26日から】 戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります！

37 人事異動 法務局・地方法務局

38 地名散歩 今尾 恵介

40 国民年金基金だより

41 ネットワーク50

43 編集後記

令和6年度の 土地家屋調査士試験の傾向と分析①

土地家屋調査士試験に求められるもの

LEC東京リーガルマインド 専任講師 木村 真弓

【はじめに】

土地家屋調査士試験に求められるものは、当然ながら土地家屋調査士としての知識と技能でしょう。試験に合格し登録すれば誰でも土地家屋調査士として業務を行うことができるわけですから、これは当たり前のことです。

ただ土地家屋調査士としての知識と技能、これを紙面上の情報のみで問うのは容易なことではなく、特に記述式の問題作成を担当される方におかれましては大変なプレッシャーとご苦労を感じておられると存じます。なぜならその問題には、受験生一人一人の将来が懸かっていると言っても過言ではないのですから。

ではその試験問題の傾向は昔と今でどう変わっているのでしょうか。

一昔前の記述式問題は問題文自体が短く、読み取りに苦労することはありませんでした。だからといって難易度が低いわけではなく、土地の問題については計算が難解で、座標値が出せないことも珍しくありませんでした。逆に、近年の本試験では、土地の座標計算は容易なことが多い一方で、問題は長文化し読解力が必要になっています。これは土地家屋調査士に求められているものが、数学的な知識というよりも、依頼者や隣接者に説明するための不動産登記法や筆界についての知識に変わってきているからではないでしょうか。

択一問題は、ここしばらく個数算定型の問題の出題がなく、比較的正確しやすい傾向にあります。これらを踏まえ、令和6年度の本試験問題を考察します。

【択一式】

ここ20年を遡っても、最も得点しやすい年だったのではないのでしょうか。これは法務省が示している得点別員数表からも明らかです。択一20問中19問以上の正解者が698名に上りました。もちろん受験生全体のレベルの向上もあるでしょう。ただ、それを考慮しても、民法を含め基本的な内容ばかりで

あったため、ここでしっかりと得点を重ねる必要がありました。基準点は37.5点(15問)ですが、基準点ぎりぎりの15問では合格することがかなり難しくなっています。

【記述式 土地】

問題量としては近年の傾向どおり長文の9頁でした。読解力を求められ、やや実務経験者が有利と思われる内容でした。主流になっている穴埋め文章問題は、登記所に備え付けられた地積測量図(残地求積によるもの)と地図に準ずる図面(公図)のどちらを筆界の判断材料にするかという悩ましい出題で、予備校としても答えをまとめることに非常に苦労しました。さらに所有権界と筆界の明確な知識が必要で、それらが一致していない場合にどのような登記手続きを要するかが主題になっています。地図訂正の申出や地積更正登記の内容も散りばめられており、基礎ができていない受験生は、間違った方向に誘導されてしまったことでしょう。また、ここ数年は地図よりも地図に準ずる図面が問題に示されることが多く、依然として法第14条地図の備え付けが進んでいないことがうかがえます。

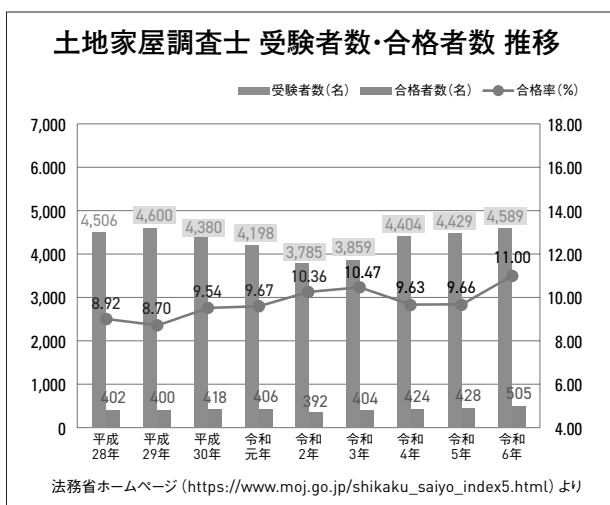
【記述式 建物】

問題は7頁でした。読解は比較的容易でしたが建物の形状が非常に複雑であり、ほとんどの受験生が作図と面積計算に苦労した問題でした。穴埋め問題では久しぶりに建物表題登記の申請に必要な所有権証明情報の具体的な中身が問われました。その他に構造上の独立性および利用上の独立性を有しない建物の部分をどのように扱うかなども問われましたが、どちらも重要論点ですからここは得点源にしたいところです。土地の問題とは異なり、実務を経験している人とそうでない人との差が出にくい問題だったのではないのでしょうか。したがって基礎をしっかりと学習し、かつ、作図の練習も怠らなかった人は高得点をマークできたでしょう。

【令和6年度本試験の合格者数について】

平成28年度から令和5年度までの合格者数を見ると、毎年400人前後で推移しており、合格率は8%台後半から10%台前半であることが次のデータから分かります。

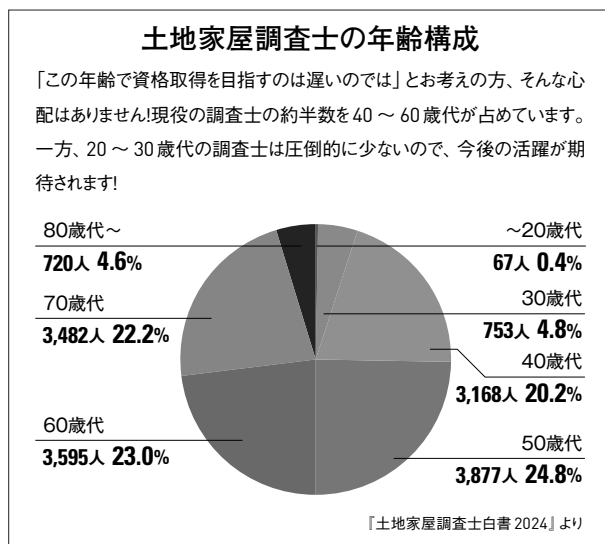
ところが令和6年度に関しては合格者が500人を超え、合格率も11%になりました。11%という数字は、私が知る限り見たことのない合格率です。このことは何を意味しているのでしょうか。



【土地家屋調査士の年齢構成】

独立開業することの魅力の一つは、定年退職という概念がないことでしょう。したがって、何歳になっても好きな仕事が続けられるのは嬉しいことです。しかし、次のデータを見ると現役土地家屋調査士として70歳代、80歳代の先生方が全体の4分の1以上を占めていることがわかります。これを見てこの先生方が引退された後の業界は大丈夫なのだろうか、と、個人的にも心配になりました。所有者不明土地問題や相続登記の義務化によって、土地家屋調査士の業務も増加しているものと思います。地域によっ

ては業務量に対して土地家屋調査士の人数が圧倒的に足りていないと聞いています。業界全体も危機感を覚えているのでしょうか。これらを踏まえると、令和6年度本試験での合格者増加は納得できます。



【おわりに】

令和に入り、実務では登記申請において調査士報告方式が主流になっています。オンライン申請が劇的に増え、法務局に出向くことが格段に減ったという声もよく聞きます。このように登記申請が便利になった一方で、実務でのオンライン申請の普及に対し、試験では未だ書面申請で手描きの図面が求められるという実務と試験の乖離が広がっている懸念もあります。しかし、少しずつですが20歳代の受験生や女性の受験生も増えてきている今こそ、この流れに乗って若手や女性の土地家屋調査士がさらに増え、業界全体が盛り上がり我想います。そしてこの資格をもっと一般の方にも知っていただき、土地家屋調査士を目指す人が増えることを切に願います。

令和6年度土地家屋調査士試験結果と受験者の傾向

日建学院 講師 齊木 公一

1. 最終結果と合格率について

令和6年度土地家屋調査士試験の最終結果は、受験者数4,589人、合格者数505人となり、受験者数に対する合格率は約11%となりました。

合格率について、過去5年間を振り返ると概ね10%程度で推移していることから(下表1参照)、令和6年度は若干高い水準で着地したといえます。

[表1]

年度	受験者数	合格者数	合格率
令和6年度	4,589	505	約11.0%
令和5年度	4,429	428	約9.7%
令和4年度	4,404	424	約9.6%
令和3年度	3,859	404	約10.5%
令和2年度	3,785	392	約10.4%
令和元年度	4,198	406	約9.7%

今後、同様の水準で推移するかは不明ですが、大きな増減はないものと予想されます。

2. 午後の部／択一式問題について

出題構成は、民法から3問、不動産登記法関連から16問、土地家屋調査士法から1問となっており、例年どおりの構成といえます。なお、出題内容の詳細は、下表2のとおりです。

[表2]

問題番号	出題法令／内容
第1問	民法／行為能力
第2問	民法／物権変動
第3問	民法／代襲相続
第4問	不登法／添付情報
第5問	不登法／調査士報告方式
第6問	不登法／地図等
第7問	不登法／地積更正登記
第8問	不登法／土地分筆登記
第9問	不登法／土地合筆登記
第10問	不登法／地役権図面
第11問	不登法／代位申請
第12問	不登法／建物認定
第13問	不登法／建物の所在
第14問	不登法／附属建物
第15問	不登法／建物の表示に関する登記総合

問題番号	出題法令／内容
第16問	不登法／建物の分割又は合併の登記
第17問	不登法／建物滅失登記
第18問	不登法等／区分建物の登記総合
第19問	不登法／筆界特定
第20問	調査士法／調査士又は調査士法人

※不動産登記法は不登法と、土地家屋調査士法は調査士法と表示。

近年の傾向として特徴的なのは、電子申請に関する論点が増加・定番化してきたことにあります。これは、昨今の電子申請推進の潮流から当然の傾向といえ、今後も継続していくものと思われます。民法部分については、土地家屋調査士業務に関連する分野が集中的に出題されており、こちらについても今後同様の傾向が続くものと予想されます。また、筆界特定や土地家屋調査士法人も制度化されて以来、その出題が定番化されたことも確認できます。

なお、午後の部の択一式問題の基準点は、満点50点中37.5点とされ、この点数に達しない場合には、それだけで不合格とされました。

3. 午後の部／第21問土地記述式問題について

法務省公表の午後の部第21問土地記述式問題の出題の趣旨は、下表3のとおりでした。

[表3]

小問	出題の趣旨
問1	土地の筆界についての基本的な知識及び理解に基づき、問題文に記載された事実関係及び資料から、本問の筆界線の判断のための的確な資料、申請人及び申請すべき登記手続の内容(土地の分筆の登記)を問うもの
問2	問題文に記載された事実関係及び資料から、与えられた座標値を用いてB点、D点及びP点の座標値を求める計算の基本的知識を問うもの
問3	問1で検討した事項、問題文に記載された事実関係及び資料から、土地の筆界の位置及び依頼人の依頼内容を的確に把握した上で、申請すべき登記の内容(土地の分筆の登記)を正確に読み取ることを求めるとともに、その申請情報及び添付情報の内容並びに登録免許税の額についての正確な知識及び理解を問うもの

小問	出題の趣旨
問4	問題文に記載された事実関係及び資料から、問3の登記の申請書に添付する地積測量図の正確な作成(図形の正確な描画を含む。)を求めるもの
問5	地図に準ずる図面に誤りがあった場合にその当該図面の訂正の申出について、その申出をする権限がある者を問うとともに、当該申出の権限がない者から当該申出があった場合における登記官の取扱いや地図に準ずる図面に表示された土地の位置又は形状に誤りがある場合における地図訂正申出情報と併せて提供する情報の内容についての正確な知識及び理解を問うもの

出題構成は、近年の傾向を踏襲し、文章穴埋め型問題が2問、未知点座標値の算出問題が1問、申請書及び添付図面の作成に各1問が割り当てられていました。内容面の特徴としては、例年どおり、実務家的思考力と判断力を試されるものとなっており、特異な法的知識を身に付けることよりも、基本に忠実な理解を心がけることが合格の条件となっていたようです。

4. 午後の部／第22問建物記述式問題について

法務省公表の午後の部第22問建物記述式問題の出題の趣旨は、下表4のとおりでした。

[表4]

小問	出題の趣旨
問1	建物の表題登記の申請をする場合における所有権を証する情報についての正確な知識及び理解を問うもの
問2	問題文に記載された事実関係、資料及び依頼人の依頼内容から、申請すべき登記の内容(建物の表題登記)を的確に読み取ることを求めるとともに、その申請情報及び添付情報について、正確な知識及び理解を問うもの
問3	問題文に記載された事実関係及び資料から、床面積の算入の可否についての正確な知識及び理解を前提として、問2の登記の申請書に添付する建物図面及び各階平面図の正確な作成(図形の正確な描画を含む。)を求めるもの

小問	出題の趣旨
問4	問題文に記載された事実関係及び資料から、本件建物の(あ)部分が建物として認定されるかについての正確な知識及び理解を問うもの

出題構成は、こちらも近年の傾向どおり、文章穴埋め型問題が2問、申請書及び添付図面の作成に各1問の割り当てとなっていました。解答に必要な知識は極めて基本的なものであるため、落ち着いてミスなく答案を作成することが合格の条件となっていたようです。

第21問、第22問のいずれも解答のために要求されていた知識は基本的なものであったものの、迅速かつ正確な答案作成が要求されていたことから、実務家としての適切な能力の有無を試される問題であったといえます。

午後の部記述式問題の基準点は、満点50点中31.5点とされ、この点数に達しない場合には、それだけで不合格とされました。

なお、令和6年度土地家屋調査士試験午後の部の最終合格点は、満点100点中78.0点以上とされていました。7割の正解を合格の一つの指標として考えた場合、やや高水準の合格点となり、近年の受験生の高レベル化が見て取れる結果となりました。

5. 受験者の傾向について

本年度の受験者の傾向として、特徴的な点は、女性受験者の増加が挙げられます。これは、合格者データにも表れており(下表5参照)、今後も女性受験生・合格者は増加していくものと予想できます。

[表5／女性合格者推移]

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
34人 (8.4%)	38人 (9.7%)	37人 (9.2%)	35人 (8.3%)	55人 (12.9%)	44人 (8.7%)

※カッコ内は合格者に占める割合。

なお、受験者・合格者の年齢層に大きな変化はなく、30歳代～40歳代が最も多く、今後もこの傾向は継続していくものと思われます。



はじめに

昨年6月号に本シリーズ第1回「地籍とは」を書かせていただいてから1年が経った。この間、3月15日に開催された地籍問題研究会臨時総会で地籍問題研究会を日本地籍学会に改称し、4月1日から学会に移行することが決定された。しかし、看板の掛け替えだけでは見識を問われる。学会として船出するからには、学の定義と会の体制が求められる。本来は、3月15日にその発表ができればよかったが、力不足で至らなかった。7月26日に予定されている日本地籍学会設立総会までにはそれらをお示しできるように努めたい。その端緒として、本号と次号で筆者の当面の問題意識を述べさせていただくことにする。

筆界について

地籍とは何かについては第1回に書いたが、その定義がいかなるものであろうと、基本は筆情報であり、筆を筆としてあらしめる筆界とは何かということに行き着く。不動産登記法 第六章 筆界特定 第一節 総則(定義)第二百二十三条には、「この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一 筆界 表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。」と記されている。「この章において」という

断り書きがあるが、筆界特定という行為の普遍性を考えれば、この定義はすべての筆に適用されて然るべきだ。しかし、すべての筆界が点と点を結ぶ直線として表されるものだろうか。図-1は実在する公図の写しだが、294-2地番と隣接する道の境界は曲線となっている。この境界について筆界特定を行う場合、曲線を多数の点と線によって近似させるような特定を行うのだろうか。図-2はこの公図に該当する住宅地図だ(地積測量時の資料なので申請地となっているが、本題との関わりはない)。図-2では、294-2地番に隣接していた道は直線的な道路に改修されている。この直線道路は50年前にもあった。しかし、294-2地番は分筆されていない。ということは少なくとも用地買収はなかったということだ。では、地主から寄付があったのだろうか。それは分からないが、50年以上にわたり平和裏に現状が受け入れられてきたことは事実だ。

では将来、この地域で地籍調査が行われることになったとき、担当者は公図の筆界を尊重し、294-2地番を分筆して直線道路の用地として新たな筆を立てるのであろうか。その場合には、公図上の曲がった道の現地復元作業が必要になるが、それが不可能なことは明らかだ。ならば公図上の筆界ではなく、現況を前提とした調査を行ってもよいのではないだろうか。このような調査は慎むべきとの見解があることは承知しているが、地域の合意により平和裏に



図-1 実在する公図

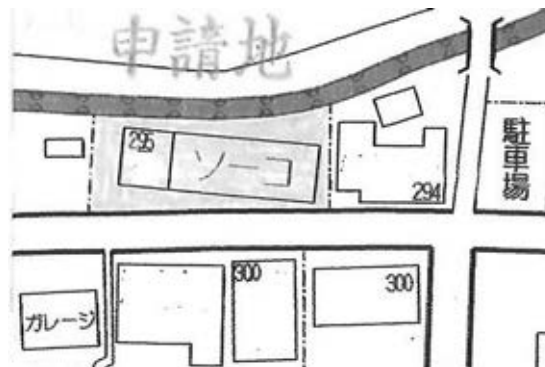


図-2 図-1に該当する住宅地図

筆界が変更されたときは、一定の手続を経て異議申し立てがなければ、現況で調査を行うことの方が合理的ではないだろうか。少なくとも、こうした調査を可能にするためにどのような法改正が必要かを研究することには意味があると考ええる。

ただし、現況調査には危険もある。筆者が直接関わった事例として、戦時中に供出させられた軍用地の問題があった。公図上は分筆されていないが、現地には元軍用道路だった道路があった。その道路を道路として現況測量を行い農地の区画整理を計画したとき、当該道路敷となっていた公図上の農地の地権者から猛烈な抗議の声が上がり、計画が頓挫しかねない状況に陥った。最終的には、公図上で道路敷地を分筆して登記を行い、それを買収する形で決着したが、このような場合には、現況調査は認められない。狭あい道路で地主が土地を無償で提供して拡幅しているようなケースでも注意を要する。現況調査が許されるのは、筆界の変更が既成事実として長期にわたり受け入れられている場合に限っての話だ。その場合には、筆界が動いたとして調査を行ってもよいのではないだろうか。

以上長々と書いたのは、こうした例は数多くあるはずであり、ケーススタディを繰り返しながら学会の中で新たな筆界理論が生み出せないかと考えているからだ。こうした議論には、これまで地籍問題研究会が行ってきたような単発の勉強会ではなく、継続的な活動が必要となる。学会に設けられた筆界に関する部会の下に多くの会員が集い、研究発表と討論を繰り返しながら、報告書や論文を作成し、会報に掲載していくことで地籍学の実体が形作られていくと考えている。

杭について

地縁が強かった時代には筆界は暗黙裏に認知されており、公図の精度が低くても土地取引や分筆で問題が起きることは多くなかったと考えられる。しかし、地縁による筆界の認知は難しくなりつつあり、これまで以上に正確な地籍図の必要性が高まっている。とは言っても、地図の現地復元は簡単ではなく、境界の保全という意味では杭の存在が大きい。日調連の標語である「杭を残して悔いを残さず」はまさにそのことを表している。しかし、杭の設置には法的な裏付けがない。地積測量のように個人で行う調査の場合には、杭の設置は自主性に委ねるしかないが、国が行うあるいは補助して行う筆界確認では杭の設置は必要と考える。筆者がかつて関東大震災後に東京市が行った震災復興土地区画整理事業の勉強をしているとき、同事業の条例に杭の設置の定めがあるのを見て感心したことがある。その頃、東京の下町で活躍されていたある土地家屋調査士から、実際にあった境界確定で、地中から見つかった杭が決め手となったという話を聞いたことがある。法務省の行う地図作成事業では、令和7年度から筆界標識を設置するという話を聞いたが、どのような議論を経ての判断だったのか興味がある。民々の境界保全のための杭の設置にまで国が費用負担することは出来ないが、街区単位の地図の現地復元の際の固定点として、官民境界に一定数の杭を打つことには妥当性がある。筆界論と合わせてこうした議論も学会で交わすことができればと考えている。

(以下 次号)

愛しき我が会、我が地元

4巡目

Vol. 135

島根会

『NHK朝の連続テレビ小説に向けて』

島根県土地家屋調査士会 広報部長 細貝 秀誉

思い起こせば、2024年5月 会報「土地家屋調査士」の寄稿が決まり、「何を書こうか」と悩んでいたが、業務に邁進する日々の中、アイディアが思い浮かばなかった。ハロウィーンも迫る10月29日、いよいよ何について書こうかと再び思いを巡らせていた矢先、2025年NHK後期 朝の連続テレビ小説のヒロイン決定!というニュースが飛び込んできた。驚いたことに、明治時代、西洋人でありながら『怪談』などを出版した、ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)の妻であった小泉セツさんをモデルとした物語であり、物語の舞台には島根県松江市も含まれるという内容だった。

ラフカディオ・ハーンについては、『耳なし芳一』や『雪女』などの、日本のいわゆる怪談を書いた人物だという程度の知識しかなく、松江は縁の地として小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)の記念館と武家屋敷である旧居が今も残っているという情報しか持ち合わせていなかった。そもそも小泉八雲という日本名も、日本の怪談好きが高じて、日本名のペンネームを表記したのかな? くらいの認識であった。全くもって無知とは恥ずべきことであると猛省しきりである。しかし、「我が地元」の寄稿文の題材を探していた私にとってあまりにもタイムリーな話題だったので、「灯台下暗しだったが、ラフカディオ・ハーンについて詳しく知りたい」という気持ちになった。

いざ資料や文献を読んでみると、日本では江戸末期に鎖国の終焉を迎え、明治維新を経て急速に西洋文化が広まっていくという激動の時代と同時期に生きたラフカディオ・ハーンの生涯は、あまりにも波乱万丈で、来日してからの14年間で、松江、熊本、神戸、東京と4つの都市に滞在しながら、西洋中心主義の偏見にとらわれることなく、日本文化の本質を見極めようと懸命に洞察を重ねた非常に濃密な一生で、とても短い文章では描写することなどできない人物であるこ

とを思い知らされ、途方に暮れることとなった。

ラフカディオ・ハーンは、1850年6月27日、アイルランド人の父とギリシャ人の母のもと、ギリシャ西部レフカダ島で生まれた。2歳の時にアイルランドに移るが、4歳の時に父と母と離別。大叔母のもとに引き取られ、イギリスとフランスで教育を受ける。16歳の時、遊戯中に左目を負傷し失明してしまう。17歳の時、ハーンを養育した大叔母が破産したことから、学校の中退を余儀無くされ、19歳で単身アメリカに渡った。孤独、貧困の中、印刷業に従事したことをきっかけに、新聞社へ寄稿するようになり、次第に文才を認められるようになる。そして新聞記者、ジャーナリストとして健筆を振るようになる。取材を重ね、執筆活動を続ける中、当時の万博で出会った日本文化や英訳の『古事記』にも影響を受け、大いなる好奇心を寄せて、1890年(明治23年)4月4日、39歳の時、来日。1904年(明治37年)9月26日に54歳で世を去るまでの14年間で日本を過ごし、日本の地に眠っている。この間、1896年(明治29年)に日本に帰化し、名前を小泉八雲と改めた。小泉とは、最初の赴任地、松江で出会い、後に妻となる小泉セツの姓で、八雲は、日本最古の和歌でササノオノミコトが詠んだとされる「八雲立つ 出雲八重垣 妻籠に八重垣作る その八重垣を」(古事記)に因んでいる。

松江には、1890年8月、尋常中学校(現在の松江北高校)及び師範学校(現在の島根大学)の英語教師として赴任したが、松江での滞在期間はわずか1年3か月であった。朝ドラのヒロインのモデルとなる小泉セツは、この松江時代にハーンの身の回りの世話をするために雇われたのだが、幼いころから親しんだ伝説や昔話を語り聞かせ、八雲の創作活動の上でも、かけがえのない存在として、八雲を支えていくようになる。

八雲が亡くなる年(1904年)の4月には、伝承採

集や文献を通して集めた数々の怪談、奇談を英語で再話し、再話物語の傑作といわれる『怪談』が出版されている。『怪談』のオリジナルタイトルは、「KWAIDAN」であって「KAIDAN」ではない。これは、出雲訛りの発音表記であり、原点は松江と出雲に由来していたからではないかと推測されている。

八雲は、日本が開国した後、西洋による急速な近代化の波によって、失われつつあった日本古来の文化や庶民の生活をあらゆる面から観察し、記録し、日本人の心に共感し、自らも日本人そのものとなりながら、それを作品として残している。

日本に関する最初の著書『知られぬ日本の面影』(上下2巻)は、横浜に来日(1890年4月)してから松江を去る(1891年10月)までに経験や観察したことを丁寧に記録したもので、特に山陰地方、松江、出雲での出来事が鮮明に描写されていて、紀行文としての面白さだけでなく、日本文化に関する豊富な知識が見事

に織り込まれていて、とにかく興味深く面白い。また遺作となった『日本：ひとつの解明』は死後に出版されたが、日本文化に関する傑作であると称賛されている。

この投稿を書くに当たり、すっかり小泉八雲の世界へ引き込まれてしまった。今回の寄稿では、八雲が外国人初の昇殿参拝を行った出雲大社をはじめとする神社の数々、八雲が旅した山陰の景勝地、『怪談』にも登場する松江の寺社等についても紹介したいと思っていたが、八雲の功績のほんの一部のみを書き留めただけとなってしまったことはとても残念である。興味を持たれた方は、2025年10月からの朝ドラ「ばけばけ」を楽しみにしつつ、2024年にリニューアルされた岡山から松江や出雲市を結ぶ路線「特急やくも号」に乗って、八雲の足跡を辿り、松江の魅力を堪能していただければ幸いである。どうぞ、島根にお越しください。



小泉八雲像



小泉八雲旧居近くの風景

福島会 『相馬野馬追』

福島県土地家屋調査士会 広報部長 加藤 修吾

私の住んでいる相馬市は、福島県の北東の沿岸部に位置し、漁業や農業が盛んな歴史ある市です。この相馬地方で開催される伝統的なお祭りが相馬野馬追です。福島県で毎年夏に行われるお祭りで、約1,000年もの歴史がある、とても伝統的な行事です。昔の戦を再現したような勇ましい姿を見ることができるので、地元の人々だけでなく多くの観光客を魅了しています。

●どんなお祭りなの？

相馬野馬追は、鎧や兜をつけた武士たちが馬に乗り、まるで戦国時代の戦さながらの姿で町を練り歩きます。馬に乗る人たちは「騎馬武者」と呼ばれ、まるで昔の武将そのものと言えるでしょう。馬の走る音や太鼓の響き、甲冑のきらめきが祭りをより一層

勇壮なものにしています。

お祭りは3日間にわたり、それぞれの日に特別な行事があります。

1日目：出陣式^{しゅつじんしき}

最初の日、武士たちが戦に向かう前のように出陣の準備をします。鎧や兜をつけた騎馬武者たちが整列し、観客の前で出陣を宣言します。その堂々たる姿はとてもしっかりとよく、多くの観客が写真に収めます。

2日目：本祭り^{ほんまつ}

相馬野馬追の中で一番盛り上がりを見せる日です。騎馬武者たちが旗を掲げながら、広い草原を駆け回る「神旗争奪戦^{しんきそうだつせん}」や「甲冑競馬^{かっちゅうけいば}」が行われます。空高く打ち上げられた旗を目指して、武士たちが全力で馬を走らせる姿や、甲冑をまとった武者たちが、戦国時代さながらに馬を駆ける勇壮な競馬は圧巻で、その迫力と熱気は観客を魅了し、手に汗握る瞬間が続きます。

3日目：野馬懸^{のまがけ}

祭りの最終日は、「野馬懸」という神聖な儀式が行われます。昔、相馬の地域では馬を神様にささげることで豊作や安全を祈っていました。現在では、馬

を人が追いかけて捕まえ、神社に奉納する形でその儀式を再現しています。

●どうして相馬野馬追が始まったの？

相馬野馬追の起源は、平安時代まで遡ります。相馬地方を治めていた武士たちは、戦の練習として馬を使った訓練をしていました。その訓練が次第にお祭りの形になり、神様への感謝や祈りを込める行事へと発展しました。

●現代の相馬野馬追

今現在では、相馬野馬追は、福島県を代表する文化のひとつとなっています。東日本大震災の後、多くの人の支えによって続けられてきました。騎馬武者として参加する人々の中には、代々受け継いできた甲冑を着る人もいます。それぞれの武士にとって、誇り高い伝統です。

近年では、相馬野馬追は地元の人たちだけでなく、日本全国や海外からの観光客が訪れ、祭りの魅力を伝えています。昨年からは5月開催に変更になり、2025年は5月24日～26日に開催される予定です。歴史のロマンを感じられる相馬野馬追。馬と武士たちの勇ましい姿を、ぜひ目の前で体感してみてください！



<相馬野馬追出陣>



<甲冑競馬>



<神旗争奪戦>

写真：相馬市観光協会提供

中部ブロック協議会

土地家屋調査士ガイダンス



開催日時 2025年3月23日(日) 13:30～

場 所 ウィンク愛知(愛知県産業労働センター) 11階1104会議室

土地家屋調査士を目指すあなたを全力で応援します！！

第8回を数える今回の土地家屋調査士ガイダンスのキャッチフレーズです。日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会と東京法経学院の共催で、土地家屋調査士を目指している方を対象に、全部で3部の構成で開催されました。土地家屋調査士試験に合格して開業を考えている方や、まだ土地家屋調査士試験を受けたこともないけれど、どのような資格なのか知りたいという方などの悩みを、まさに全力で解決すべく開催されました。

第一部は、「資格取得希望者への説明会」と題し、東京法経学院の講師であり、三重県土地家屋調査士会の小林弘仁会員が講師として説明を行いました。

小林会員は、2008年から東京法経学院名古屋校の講師として土地家屋調査士講座全般を担当されていて、現在までに多数の合格者を輩出されています。普段から講師として活躍されていることもあり、話し方も上手く、ユーモアもあり、とても聞きやすい説明でした。土地家屋調査士資格の魅力の説明を中心に、国の資格制度一覧などの資料を用いて、業務独占資格や名称独占資格、必置資格があることも知れて、私も勉強になる講演でした。

第二部は、「開業希望者への説明会」として、愛知

県土地家屋調査士会の片岡忠雄広報部長が講師として実体験を基にした説明を行いました。

独立開業前にやっておくべきこととして、開業資金の問題もあるが、人脈作りや同業者との関係構築が重要であること、そして、開業後には、所属会の研修や愛知県では愛知調査士勉強会(ACB)などがあり、若手の土地家屋調査士や他仕業の資格を持つ人たちとの交流を深めることも、土地家屋調査士として継続して業務を行うために必要であると話されていました。

また、現在の土地家屋調査士の会員数が減少して





いることなど、特に若い世代が少ないことも伝えていました。ガイダンスの参加者には若い人達が多く、ぜひこれからの土地家屋調査士を背負ってほしいという願いと、若い世代が少ないということはチャンスでもあることを教えていたのかなと感じました。第二部で一番印象的だったのは、実際に片岡広報部長の開業から、今までの年収の推移をグラフにして、みんなに公開していたことには驚きました。さすがに年収額までは公開していませんでしたが、他の職業の平均年収との比較などをラインで明示していたので、ガイダンスの参加者はそれぞれ想像を膨らませていたと思います。土地家屋調査士の平均年収などは、書店にでも行けば、簡単に調べることができますと思いますが、現役の土地家屋調査士の実際の年収推移などはまずどここの書店に行っても調べることはできないと思います。この年はどんな仕事をやっていたとか、仕事に対しての向き合い方や悩んでいたこと、従業員数など、赤裸々に話されていました。

第二部が終了すると、一旦全員退室していただき、東京法経学院のスタッフと一緒に第三部のために机の配置を変えて、即席の相談会場を10ブースほどセッティングしました。第三部は、「個別相談会」として、今回の土地家屋調査士ガイダンス参加者のそれぞれの悩みを現役の土地家屋調査士に相談ができるというものです。私は、土地家屋調査士ガイダンスにスタッフとして何回か参加していますが、毎回熱心な相談者の姿があります。時間制限も設けているのですが、ノートに聞きたい事をびっしりと書いて

て持ってきている方などがいて、相談を受けるこちらにも熱が入ってしまい、いつも時間いっぱいまで相談会が行われます。

相談者が多いことから、私も急遽、相談員として参加することになり、二名の相談を受けました。詳細はお伝えできませんが、まだ土地家屋調査士試験を受けたこともないという二人でした。現在は、別の仕事に就いているのですが、今の環境に少し不満があるようでした。そこで、土地家屋調査士という資格がどのような仕事なのか興味があり、今回のガイダンスに参加してくれたとのことでした。相談を受けている中で、二人が興味を持っていたのは、働き方かなと感じました。仕事の調整次第では、平日にも休みを取れたり、自分で働き方を管理できることに魅力を感じたようです。私自身も、自営業の魅力はそこかなと思っているので、共感してもらって嬉しくなりました。最後に、まずは試験を受けてみますと言ってくれたことは、何より嬉しい言葉でした。

実は、今回の土地家屋調査士ガイダンス開催の数日前に、某市役所において測量資料調査を行っていたところ、作業服の方に声を掛けられました。申し訳ないですが顔に見覚えがなく、土地家屋調査士かな？測量士？誰かの補助者か？と困惑していましたが、何年か前に開催された土地家屋調査士ガイダンスに参加した時に、個別相談で相談員の私に話を聞いてもらったとのことでした。その土地家屋調査士ガイダンスの後に、「土地家屋調査士として開業することができて、今は家族と過ごす時間も増えて充実した日々を過ごしています。」と感謝の言葉をいただき、感無量でした。おそらく私の話がなくても、彼は無事に開業できたと思いますが、そこは素直に喜ばせていただきました。

今回の土地家屋調査士ガイダンスでも、土地家屋調査士という資格に興味を持ってくれる方が一人でも増えてくれればと願っています。それが分かるのは、また数年後、どこかの市役所で資料調査をしている時かもしれません。

広報員 中島 健太(愛知会)



12人の土地家屋調査士

第9回 どん底時代を支えたベンチとの再会！？

異色の会長が語る、人生を楽しむ秘訣

沖縄会 金城 行男 会員

音楽への情熱と挫折

一まずは簡単に自己紹介と経歴についてお聞かせください。

沖縄会、会員番号448、^{かね}金の^{しろ}城^いに行く^{おとこ}男と書いて、^{きんじょうゆきお}金城 行男です(笑)。沖縄県土地家屋調査士会の会長を務めております。平成17年に土地家屋調査士として開業し、おかげさまで今年20年目を迎えます。どうぞよろしくお願いします！

一ももとは別の分野を志していたと伺いました。その頃のお話と土地家屋調査士を目指された経緯も含めてお聞かせください。

土地家屋調査士になる前は、情熱を燃やして音楽の道を志していました。中学生の時にギターとの運命的な出会いを果たし、音楽の虜になったんです。高校生になってからは、「音楽で生きていく！」と心に決め、その道をひたすら突き進むことを決意しました。

ちなみに、高校2年生の時に両親へ「東京でミュージシャンを目指すために高校を辞めたい」と、今思えばかなり大胆な申し出をしたところ、母に大号泣されてね。さすがの私も心が痛み、やむを得ず



高校までは卒業しました(笑)。親孝行、できたかな？

18歳で夢を追いかけて上京し、バンド活動に明け暮れ、作曲や演奏に情熱を注ぎ込み、音楽業界で自分の居場所を確立しようと奮闘する日々。

しかし、夢を追いかけるためにはお金も必要です。そこで、生活のため、夜は渋谷のクラブで雇われ店長として働くという、二刀流生活を送っていたんです。当時の私は、おかげさまで結構モテモテでした(笑)。そんなモテモテの20代、なんと運命の人が！そのクラブのオーナーの一人娘(当時チーママ)、実は彼女が、現在人生を共に歩む大切な女房なんです！本人は「違う！」と否定しますが、あれは絶対に猛アタックでした(笑)。まあ、そんな彼女の積極性も、私にとっては大きな魅力だったんですけどね！

情熱を持って音楽活動が続けてはいたものの、当時は今のように自由に情報を発信できる便利なツールがあるわけでもなかったのも、なかなかチャンスを掴むことができませんでした。そして、28歳の頃にはクラブの店長を思い切って辞め、「ここで結果が出なければ音楽はきっぱり諦めよう」と、音楽活動に文字どおり人生をかけて集中することにしたんです。でも、現実は一厳しく、32歳になった時には、



モテモテだったクラブ店長時代(笑)



どん底時代を支えたベンチ達

共同便所風呂無アパートの家賃2万4千円すら支払うことができず、近くの公園で野宿に近い、かなり厳しい生活を送らざるを得ない状況まで追い込まれてしまったんです。

今でも、どん底時代にお世話になった思い出のベンチに、たま〜に「元気にしてるか？」って会いに行ったりするんですよ(笑)。当時はこのベンチに座っていろいろなことを考えていました。

そして、最終的には、33歳でキッパリと音楽の道を諦めました。やるだけやったので音楽に未練は全くなく、次に進むことに集中できました。日々、次の目的を模索していたのですが、そこで又も運命的な出会いが！当時、法務局に勤めていた姉から、自分には「土地家屋調査士」という資格が向いているよと、それまで全く知らなかった職業を教えてもらったんです。

新たな挑戦、土地家屋調査士への道

—それまで土地家屋調査士という職業には関心がなかったのですね。

そうです。それまで私の世界には音楽しかなかったもので、土地家屋調査士という存在すら知らなかったですし、測量の事も全く知りませんでした。それでも姉から、「あなたの性格なら、土地家屋調査士の仕事が向いているかもしれないよ」と、背中を押すような言葉をかけてもらったことで、「生活のためにも、やってみるか！」と、新たな目標を見つけ、そこから本格的に試験勉強を開始しました。

—そんな中、試験勉強から独立開業まではどのような道のりだったのでしょうか？

合格までには3回目の試験で、トータル4年間と

いう月日が掛かりました。1年目の34歳の時、東京の水道橋にある資格予備校に通って、朝から晩までひたすら勉強漬けの毎日を送りました。その頃の苦楽を共にした勉強仲間の多くは、現在、土地家屋調査士や司法書士としてそれぞれの場所で頑張っていて、たまに集まっては、お互いの苦労話や面白いエピソードを肴に、昔話に花を咲かせてお酒を酌み交わしたりする、大切な仲間たちです。それから、3年目の36歳の時に、いよいよ地元沖縄にUターンし、土地家屋調査士事務所で実務を学びつつ、引き続き試験勉強に励みました。その年に、人生のパートナーである女房と結婚したのですが、当時の私の給料があまりにも安かったため、正直、ほとんど女房の稼ぎで生活させてもらっていましたね。本当に頭が上がりません！感謝しかないです！そして、4年目の37歳の時に、ついに悲願の合格を果たすことができました！合格した後も、しばらくの間は同じ事務所で実務経験を積みさせていただいたのですが、「もっと自分で勝負がしたい！」「もっとハラハラドキドキがしたい！」という気持ちが強くなり、バラ色の人生が待っているであろう(笑)、独立開業へと新たなスタートを切ったんです。

独立開業、そして苦難の日々

—では、開業後は望みどおりのバラ色の人生でしたか？

いやいや、それがですね、いざ開業してみると、想像していた以上に厳しい状況が待っていました。事務所の電話が全く鳴らず、「もしかして、これって電話回線が繋がっていないんじゃないか？」と、本気でそう思うほど静かな毎日(笑)。何度も何度も電話回線がちゃんと接続されていることを確認して、仕事がないという厳しい現実と向き合う日々を送っていました。しかも当時は、賃貸アパートの台所の片隅で開業したので極力女房とは目を合わさないようにもしていましたね(笑)。

—そんな状況を打開するためにどんな事を？

私は、音楽を目指し18歳で上京し、36歳まで東京暮らしで地元のつながりはほとんど無くしておりましたが、しばらくの間、本当に静かな日々が続いたんですが、ある時、音楽を目指していた頃のハングリー

精神旺盛な自分が、ふと気付かせてくれたんです。それは、「土地家屋調査士を必要としている方々が、必要な時に金城行男という名前と顔をパッと思い浮かべることができないから、当然、電話も鳴らないんだ」という、至極当たり前のことでした。「そうだ！まずは自分の存在を知ってもらおう！」そう考えた私は、すぐに具体的な行動を開始しました。まずは、トレードマークの帽子と作業服の背中に、自分でデザインしたオリジナルのワッペンを貼り付け、呼ばれてもいないのに、積極的に銀行の各支店や、近郊の司法書士事務所、不動産会社など、仕事につながりそうな場所に、自分で作った手作りのパンフレットを配って、私の名前と顔を覚えてもらうための地道な活動を始めたんです。また、現場作業中に少しでも時間ができたら、その空いた時間に近くの不動産会社に飛び込みで名刺配りをしたりもしました。他にも、とにかく思いつく限りのことを、恥ずかしがらずにやってみましたよ(笑)。それで、少しずつですが、お付き合いが生まれ始め、会合や飲み会に誘われるようになったんです。夜の飲み会では、皆さんと大いに盛り上がり、得意のカチャーシー(沖縄の伝統的な踊り)を踊ったりして、直ぐに仕事につながらなくても、皆さんの印象に残るようにアピールしていました(笑)。この積極的なアピールは、実は今も変わらず続けています！やらなくなった自分なんて、想像もできないですからね(笑)。そんなこんなで、地道な活動を続けているうちに、「なんか、あの金城って男、面白そうじゃない？」と、少しずつ興味を持ってもらえるようになったのか、ついに！事務所の電話が鳴り始めたんです！やっぱり、ちゃ

んと電話回線つながってたんだ！と、当たり前のことに、改めて感動しましたね(笑)。

努力の成果、そして現在

—そうした営業活動には相当な勇気が必要だったのでは？

確かに、普通に考えればそうかもしれませんね。だけど私の場合、以前に音楽活動をやっていた経験が、こういう場面で非常にプラスに働いていると感じています。路上ライブやライブハウスなどで、大勢の人々の前に立ち、自分自身をアピールする経験をたくさん積んでいたの、それが土地家屋調査士としての金城行男のアピールにも、大いに応用できたのだと思います。あの、何の肩書もなかった時代と比べると、今の状況はとても恵まれていると感じていますし、むしろ、とてもやりやすいとすら感じています(笑)。

—そうした努力が実を結び、2年目以降からは軌道に乗れたのでしょうか？

そうですね。おかげさまで、開業1年目の後半から、本当に少しずつではありますが、依頼が増え始め、2年目以降には、経営も少しずつ安定してきて、現在に至ります。もちろん、これまで何度か危機を迎えたことはありましたが、音楽活動をしていた頃の、あの本当にどうしようもない状況に比べると、精神的にははるかに楽です。どんな状況でも、決して悲観的にはならず、常に前向きに捉えて、色々なことにチャレンジできています！



自作のワッペンを貼り付けた帽子とパンフレット

—これまでたくさんの業務を受けてこられたと思いますが、土地家屋調査士の魅力はどう感じられていますか。

私は、なりたくて土地家屋調査士になったわけではないのですが、土地家屋調査士になって感じる魅力はたくさんあります。一つ挙げるとすれば、土地家屋調査士の仕事は全く同じものがなく、全てをシステム化できるわけでもないし、一つ一つ集中して業務を行わないと、とんでもない事になると感じられる飽きの来ない仕事だということですね。今日もインタビューを受ける前に隣接地主の立会を行ってきたん

ですが、時間が押していることで、集中力を欠いていたため、その地主さんとうまく話ができなかったりするんです。きちんと集中することが大事ですね(笑)。

一では、役員としての経歴についても教えてください。

これまで、支部長、常任理事、副会長といった役職を歴任し、現在は会長を務めておりまして、役員としての活動は、今年で14年目になります。冒頭でもお話したとおり、私は土地家屋調査士制度に文字どおり人生を救われたんです。土地家屋調査士と運命的な出会いがあったから、今仕事を通して社会貢献もでき、家族の幸せな笑顔も見れます。そう考えると、本当に感謝しかありません。そんな、私自身の人生を大きく変えてくれた土地家屋調査士制度への感謝の気持ちを、いつまでも忘れずに、日々、土地家屋調査士会の発展のために、微力ながら尽力していきます。

未来へのメッセージ

一若手の土地家屋調査士に対して伝えたいことは？

とにかく、まずは自分の存在を知ってもらうための努力を、決して怠らないでほしいということです。土地家屋調査士の業務は、社会にとって必要不可欠なものです。ただし、ただ待っているだけでは、残念ながら仕事は舞い込んできません。積極的に行動し、自分自身をアピールすることが、何よりも重要だと思っています。それと、何か人生でチャレンジして行き詰まった時に、後退や回避ばかり考えて自らの選択肢を狭めないでほしいですね。チャレンジして行き詰ったとしても、違う角度から見て、更にチャレンジすれば良い結果になることもたくさんあると思うんです。そして、皆さんがたくさんの経験を積んで土地家屋調査士として成長した後に、その経験を若い土地家屋調査士に伝えてほしいです。

一最後に金城行男さんの信念を教えてください。

これまでの人生経験の中で、本当に自然に、ごく



インタビューの様子

自然に生まれてきた私の信念は、ズバリ！「何事も楽しむ！」です。東京での運命的なベンチとの出会い(笑)、人生のパートナーとの出会い、土地家屋調査士との出会いなど、いろいろな運命的出会いがありました。その都度自分の中では、自分で選んで進んできた道なので、自分を信じて楽しもうとの思いがありました。これからも人生の最後を迎える時に、大谷翔平選手の人生には、さすがに敵わないけど(笑)、「自分の人生も楽しかったな！」と、心からそう思えるように、これからも努力とチャレンジを続けていきたいと考えています！

一本日はお時間をいただきありがとうございます。

* * *

このインタビューを通して、金城さんの人生を貫く、「楽しむ」という姿勢が鮮やかに浮かび上がりました。音楽への情熱、どん底からの再起、そして現在の充実。一見異なるように見えるこれらの経験は、金城さんの中で「人生を楽しむ」という確固たる信念によってつながっているように思います。私も彼のように、人間として魅力的な生き方ができるよう、努力を重ねていきたいと思いました。

最後に、貴重なお話を聴かせていただいた金城さんに、心から感謝申し上げます。

広報員 福原 義隆(取材・文)

令和6年度土地家屋調査士新人研修について

連合会研修部

令和6年度の連合会主催の土地家屋調査士新人研修は、東京会場、大阪会場ともに前年までの会場を一新し、東京ドームホテル、新大阪ワシントンホテルプラザを会場として無事終了することができました。

今回も土地家屋調査士として新たな人生の歩みを始めた元気な新人さんにたくさん出会えたことを大変嬉しく思います。独特の緊張の中、必死で学んだだけでなく出会いと交流、友情と喜びの2日間を簡単ではありますが、ご報告させていただきます。



東京会場



大阪会場

下記は、土地家屋調査士新人研修の実施要項です。
令和6年度は、東京会場で212名、大阪会場で137名の新入会員が参加、修了されました。

令和6年度土地家屋調査士新人研修 実施要項 (一部省略)

1 はじめに

日本土地家屋調査士会連合会は、土地家屋調査士としての道を歩み始めた新入会員、新人研修未修了者の皆様を対象に、土地家屋調査士としての必要な心構えと基礎知識を習得してもらうための新人研修を実施します。国家資格者である我々土地家屋調査士は、市民の要請と期待に応えるため、常に自己研鑽を続け、自身の資質向上と業務についての専門知識を深めるために研修を受けなければなりません。新人研修はその第一歩です。また、この新人研修は、全国の新入会員が一堂に会する数少ない機会の一つです。異なる地域の仲間との出会いの場でもありますので、この機会に交流を図りましょう。

2 開催概要

この研修は、2日間の研修です。なお、講義の一部については、eラーニングで実施します。

3 日程及び会場

会場へは、各自でお越しください。あらかじめ交通情報を確認し、時間に余裕をもって会場に到着するようにしてください。

(1) 東京会場

①日程 令和6年9月29日(日)から30日(月)まで

②会場 東京ドームホテル(東京都文京区後楽1-3-61)

(2) 大阪会場

①日程 令和7年2月16日(日)から17日(月)まで

②会場 新大阪ワシントンホテルプラザ(大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15)

4 受講対象者

本研修の受講対象者は、新人研修未修了の会員と

し、原則として登録後おおむね1年以内の会員とします。ただし、令和元年度及び令和2年度に実施された新人研修を登録前に修了した方で、修了後5年以内に登録した場合は、受講の免除を申請することができます。なお、詳細については、次に掲げるとおりです。

- (1) 東京会場の受講対象者 令和6年7月1日までに登録した会員のうち、新人研修未修了の会員
- (2) 大阪会場の受講対象者 令和6年12月2日までに登録した会員のうち、新人研修未修了の会員 ※第1回の募集(令和6年7月1日までに登録した会員)における、受講地は、東京会場又は大阪会場を選択することができるが、第2回の募集(令和6年7月2日から令和6年12月2日までに登録した会員)において、受講地は、大阪会場のみとなります。

5 受講当日について

- (1) 携行品(必ず持参するもの) ○筆記用具○会員証○土地家屋調査士 業務取扱要領○各事務所で定めている報酬額基準表(土地家屋調査士会則モデル第93条)○電卓(報酬額を計算するため)
- (2) 当日の服装 会員徽章着用の上、隣接法律専門職としての品位を保つ服装 ……………
(スーツやスラックス等)

参加者の感想

以下は、参加者の感想の一部です。地域性だけでなく、補助者歴の長い方、完全に業界未経験の方、20代の方、比較のお歳を召された方とバックグラウンドは様々でしたが、研修中は全員が同じ「登録したての一土地家屋調査士」として、忌憚のない交流ができたことを楽しんでいたようで何よりでした。

「研修の時期、期間、内容、進行方法どれも素晴らしかったです。補助者で10年以上の経験があった私でも、ためになる話が多く大変充実したものでした。また、グループ討論を経て他の先生達とも仲良くなれてよかったです。避けて通れるなら避けたいと思っておりましたが、とても有意義で思い出深い新人研修でした。」

「参加者は、東日本が大半とはいえ、全国一堂に会する機会を与えて頂いたことに感謝しております。苦労して資格を取得した仲間であるという共通感、また地方性の違いを感じることができて大変楽しかったです。」

「同期の助け合える仲間ができた。様々な考え方が知れた素晴らしい研修会だった。今後も研修会には積極的に参加し、自ら研鑽を積んでいきたい。」

「全国から集まった仲間とのグループ研修がとても有意義でした。自分だけでは考えられなかった意見が出て、様々な角度から物事を見ることが土地家屋調査士にとって大切であると感じた。」

「社会貢献事業やカルテ Map の解説が非常にためになりました。土地家屋調査士の使命を胸に精進していきます。」

徽章の着用について

研修の最後の総括で、山崎連合会研修部長より徽章を着用せず出席している参加者に対して言及がありました。徽章については今回の研修の実施要項にも着用について指示がありましたが、そもそも各会の会則にも以下のとおり規定されています。

(会員証等)

第102条 調査士会員は、その業務を行う場合には、会員証を携帯し、会員徽章を着用しなければならない。

新入会員の方の中でも、これまで勤務されていた企業等で社章(バッジ)の着用が定められていた経験がある方も少なくないと思います。私自身も出社中は勤務先のバッジの着用を欠かしたことはありませんでした。しかし、いわば「社内ルール」として着用するバッジと、国家資格者としての根拠法である、土地家屋調査士法にのっとり各会会則による徽章を着用するのは趣旨、重みが全く違うものと思います。バレなければいい、指摘されなければいい、といった軽い気持ちで考えておられるなら大変問題だと考えます。

よく「土地家屋調査士は知名度が低い」といった類を嘆かれる方がいますが、例えば、弁護士が業務中に徽章を着用しないことはあり得ないと思います。資格の知名度や業界の未来とは、在るものではなく、

創るものです。たかが徽章かもしれませんが、されど徽章です。こうしたところから、土地家屋調査士としての自覚と責任感が問われていることを改めて肝に銘じていただきたいと思います。

「manaable（マナブル）」のeラーニングを受講していきましょう

全ての土地家屋調査士にとって新人研修とは、あらゆる自己研鑽、研修参加の出発点で、ゴールではありません。各会主催の研修会への参加も当然のことですが、昨年度からは、「研修管理システム（manaable「マナブル」）」を導入しております。この研修管理システムでは、日本土地家屋調査士会連合会及び全国の土地家屋調査士会が行う研修情報を提供しており、土地家屋調査士会員は、こちらから研

修に申し込むことができます。

新入会員の方の中でも、それぞれではあると思うのですが、多くの方は比較のお手隙の時間もある時期でしょう。その時間をネットサーフィンなどでぼんやり過ごされるようでしたら、PCやスマホからmanaableにログインいただいて、各種のeラーニングを受講して知識の吸収に努めていただくことを強くお勧めさせていただきます。

今後、それぞれの所属会においても新人研修は開催されると思いますが、連合会の新人研修は規模が大きいことから、格段に刺激もあり気付きも多くあったと思います。研修で得た知識はもちろんのこと、全国各地から集まった研修同期の絆を末永く大切にして、実りある土地家屋調査士人生を送られることを連合会研修部一同、心より祈念しております。

今回、大阪会場では、大阪土地家屋調査士協同組合が作成された「境界プレートガチャ」の展示販売もありました。土地家屋調査士を老若男女に知ってもらう広報事業の一環として、協同組合として境界プレートのラバーキーホルダーを作成されています。全部で5種類、ラバー素材で立体感があるキーホルダーです。新人研修でも多くの受講生の方が購入されていきました。ホームページから申込みもできるので、ご興味のある方は是非どうぞ！



ブース展示



境界プレートのラバーキーホルダー

令和7年度土地家屋調査士新人研修のお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会

令和7年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり予定しております。

記

開催概要 本研修は、2日間の研修です。
なお、講義の一部については、eラーニングによる事前視聴を実施します。

開催日程及び会場

(1) 東京会場
① 日程 令和7年9月21日(日)午後2時から
22日(月)午後2時まで
② 会場 東京ドームホテル(東京都文京区後楽1-3-61)
(URL: <https://www.tokyodome-hotels.co.jp/>)

(2) 大阪会場
① 日程 令和8年2月22日(日)午後2時から
23日(月)午後2時まで
② 会場 新大阪ワシントンホテルプラザ
(大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15)
(URL: <https://washington.jp/shinosaka/>)



※ 都合により、開始及び終了の時刻が変更となる場合があります。

eラーニング視聴期間 eラーニングは、計13本の動画(16時間30分)となりますので、早めに視聴されることをお勧めします。

(1) 東京会場 令和7年8月10日(日) 午前0時から
9月10日(水) 午後11時59分まで
(2) 大阪会場 令和8年1月14日(水) 午前0時から
2月13日(金) 午後11時59分まで

なお、次の4本は、研修管理システム(manaable)において既にeラーニングコンテンツとして公開されており、事前視聴している場合は、同コンテンツの視聴を免除します。詳細につきましては、別途ご案内します。

対象のコンテンツ

- 【日調連EL015】土地家屋調査士業務取扱要領(第1章～第2章)(75分)
- 【日調連EL016】土地家屋調査士業務取扱要領(第3章～第7章)(80分)
- 【日調連EL029】登記基準点測量マニュアル(55分)
- 【日調連EL030】一筆地測量マニュアル(60分)

申込の受付 会場の都合により、東京会場の定員は、250名とします。
なお、東京会場が定員に達した場合は、大阪会場を受講いただく場合があります。

受講対象者	本研修の受講対象者は、新人研修未修了の会員とし、原則として登録後おおむね1年以内の会員とします。 ただし、令和元年度及び令和2年度に実施された新人研修を登録前に修了した者について、修了後5年以内に登録した場合は受講の免除を申請することができます。 なお、詳細については、次に掲げるとおりです。 (1) 東京会場の受講対象者 令和7年7月1日までに登録した会員のうち、新人研修未修了の会員 (2) 大阪会場の受講対象者 令和7年12月22日までに登録した会員のうち、新人研修未修了の会員 ※ 第1回の募集(令和7年7月1日までに登録した会員)は、受講地を選択することができますが、第2回の募集(令和7年7月2日から令和7年12月22日までに登録した会員)は、大阪会場での受講を希望する会員のみ応募することができます。 なお、第20回土地家屋調査士特別研修を受講する者は、同特別研修の考査実施日(令和7年9月6日(土))と新人研修(東京会場)のeラーニング事前視聴期間(令和7年8月10日(日)から令和7年9月10日(水)までを予定)が重複しておりますので、大阪会場での受講をご検討ください。
必要書類の 提出先	所属する土地家屋調査士会を通じて連合会に提出してください。 提出期間及び方法につきましては、所属する土地家屋調査士会にお問合せください。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



3月16日
～4月15日

今期も多くの土地家屋調査士の先輩方の叙勲や黄綬褒章の受章祝賀会の案内を頂戴し、各々の会場で祝意をお伝えする機会をいただいた。地域が変われば、お祝いの企画も趣向も様々で、発起人のみなさんの工夫が伝わってくる。厳かに凜とした時間の中での祝賀会、同窓会のようにお仲間が入り乱れる祝賀会、開始時間も時刻から企画し、お祝い酒で飲み明かす祝賀会等々地域性や受章された先生のお人柄も含めて多種多様である。ただ、いずれも地元の土地家屋調査士会をあげて準備をし、皆でお祝いする意気込みと姿勢は、どんな業界に対しても誇れる伝統と文化だと私は思う。

3月

18日 公益社団法人日本測量協会 理事会

連合会長として、日本測量協会の理事職を仰せつかっており、この日は年度末の理事会に出席。連合会顧問をお願いしている清水英範先生が日本測量協会の会長を務めていることもあって、お互いの組織発展を見据えた意見交換をさせていただいた。

19日 狭あい道路解消シンポジウムに関する打合せ(第3回)(電子会議)

令和7年度における「狭あい道路解消シンポジウム」の開催準備をお願いしている宮城会の担当者と電子会議により打ち合せを行う。当該シンポジウムは、連続三回目の開催となる予定だが、社会的な議論展開を視野に発信を続けている。

22日 菅原唯夫氏 旭日小綬章受章記念祝賀会

昨秋に旭日小綬章を受章された菅原先生の祝賀会のため、東北新幹線で盛岡市に向かう。菅原先生とは、林連合会長時代に共に副会長を務め、制度の発展に汗した仲である。この日は、日本全国から多くのお仲間が参集され、笑顔あふれる時間を過ごさせていただいた。

24日 土地家屋調査士CPD評価検討委員会

連合会が専門職能継続学習制度(CPD)を立ち上げてから16年となるが、本年度は研修管理システム

manaable (マナブル)による運用を開始したことも踏まえて、外部有識者の先生方にも出席を賜り評価検討委員会を開催。

26日 日本地図センター第27回評議員会

連合会長として、日本地図センターの評議員も仰せつがっている。やはり年度末ということで活動報告、決算報告、次年度の事業計画案及び、予算案の審議に加わり、多くの人々に地図への関心を高めることが、ひいては教育分野の拡充や研究者の育成にもつながることを再認識したところである。

27日 全国土地家屋調査士政治連盟 第2回幹部会

全調政連の幹部会開催の案内をいただき、会議の冒頭に挨拶をさせていただいた。連合会の活動と政治連盟の活動は、組織として一体化して展開することが大切であることは、両組織の役員共通の認識だと理解している。

4月

1日 職員の辞令交付等会務における執務

令和7年度を迎え、連合会事務局職員の皆さんに気持ちも新たに、お一人ずつ辞令を交付させていただいた。

2日 第1回選挙管理委員会

本年度は、役員改選期ということで、選挙管理委員会を組成する必要がある、全国8ブロック協議会から推薦いただいた委員の方々に委嘱状を手交させていただくとともに、公正かつ円滑な選挙事務の実施をお願いさせていただいた。

11日 谷相恒行氏の黄綬褒章受章を祝う会

高知会の元会長・谷相先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席するため、羽田空港から空路高知へ向かう。谷相先生は、同じ四国の土地家屋調査士として、多くの事を学ばせていただいた恩人でもあり、感謝の気持ちを込めて祝意をお伝えさせていただいた。

12日 東海林健登氏黄綬褒章受章記念祝賀会

高知の朝を、まだ暗いうちに出発し、始発の飛行機を乗り継ぐとお昼過ぎには山形駅に到着できる。山形会の元会長・東海林先生の祝賀会にも無事に出席することができた。祝福感が満載の祝賀会で、東北地方を中心に多くのお仲間の笑顔が弾ける時間を一緒にさせていただいた。

3月

17日

○第6回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 第19回土地家屋調査士特別研修の運営・管理について
- 2 第20回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理について

17、18日

○第11回業務部会

＜協議事項＞

- 1 令和7年度業務部の事業計画(案)及び予算(案)について
- 2 土地家屋調査士職務規程について
- 3 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)について
- 5 年計報告書総合計表及び事件簿について
- 6 筆界特定制度について
- 7 登記測量について
- 8 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 9 調査士カルテ Map 及び不動産ID確認システムについて
- 10 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 11 通達集について

18、19日

○第6回社会事業部会

＜協議事項＞

- 1 相続土地国庫帰属制度に関する要望への対応について
- 2 令和7年度に開催予定の狭あい道路解消シンポジウムについて
- 3 令和7年度における社会事業部事業計画(案)の具体的な進め方について

19日

○第7回総務部会

＜協議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)並びに土地家屋調査士職務倫理規程の制定並びに土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の廃止について
- 2 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の一部改正(案)について

- 3 土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集の改訂について
- 4 土地家屋調査士会からの照会等について
- 5 商標利用に関する対応について
- 6 土地家屋調査士会の入会金の見直しについて
- 7 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人登録に係るシステムの再構築について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会災害・危機管理対策マニュアル等の見直しについて
- 9 例規管理業務支援ソフトの導入について
- 10 専門的業務賠償責任保険の対象者の見直しについて
- 11 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正(案)について
- 12 令和7年度総務部の事業計画(案)及び予算(案)について
- 13 第82回定時総会の運営等について

○第11回広報部会

＜協議事項＞

- 1 令和6年度のウェブコンテンツの作成について
- 2 土地家屋調査士パンフレットの作成について
- 3 受験者の拡大に向けた活動について
- 4 全国広報担当者会同について
- 5 会報の編集及び発行について
- 6 令和7年度広報部の事業計画(案)及び予算(案)について

21日

○第2回登記基準点評価委員会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和6年度事業計画の進捗状況について
- 2 令和7年度事業計画(案)について
- 3 令和7年4月1日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定について

24日

○研究所各研究テーマ合同会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和5～6年度の各研究テーマにおける研究報告の総括について

○土地家屋調査士CPD評価検討委員会

24、25日

○第10回研修部会

<協議事項>

- 1 研修の企画・運営・管理・実施・検討
- 2 土地家屋調査士特別研修について
- 3 令和7年度研修部の事業計画(案)及び予算(案)について
- 4 次回の研修部会について

25、26日

○第6回財務部会

<協議事項>

- 1 令和6年度における財政シミュレーション及び日本土地家屋調査士会連合会会費の改定について
- 2 親睦事業の検討及び実施について

- 3 令和7年度予算(案)について

- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)の頒布について

- 5 次期財務部への引継事項について

4月

14日

○第1回財務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和6年度一般会計及び特別会計の収入支出決算報告について
- 2 令和7年度一般会計及び特別会計の収入支出予算(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会費の改定について
- 4 発注・支出決議書の決裁について

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
3月18日	会員数の報告方等について
3月18日	全国広報担当者会同(電子会議)の資料について(参考送付)
3月18日	土地家屋調査士法第3条第2項第2号の規定に基づく認定の登録に係るCPDポイントについて(通知)
3月18日	土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂について(通知)
3月18日	登記情報提供サービスでのクレジット決済における利用登録等及びEメールアドレス登録の手続について(お知らせ)
3月19日	第75回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について(連絡)
3月21日	日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び日本土地家屋調査士会連合会研究所規則等の一部改正並びに土地家屋調査士総合研究所報償費等の支出に関する細則の新設について(通知)
3月24日	日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正並びに領収証の記載項目に関する細則の新設について(通知)
3月25日	日調連関係法規集(令和7年1月1日現在)の送付について
3月26日	令和6年度土地家屋調査士試験受験者アンケート及び補助者に関する情報収集の分析結果の送付について(通知)
3月26日	会則施行規則(附録第10号(事件簿)及び附録第11号(年計報告書))の一部改正(案)に関する意見募集について(依頼)
3月27日	領収証の頒布終了及び今後の需要調査について
3月27日	土地家屋調査士賠償責任保険における事務費の送金について(通知)
3月27日	土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の利用促進に向けたDMの送付について(お知らせ)
3月28日	土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の利用促進に向けた動画の公開について(お知らせ)
3月28日	令和7年4月1日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定について(お知らせ)
3月28日	令和7年4月1日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定による認定登記基準点への影響について(お知らせ)
3月28日	研修管理システム(manaable)の改修における付録4の送付について(通知)
3月28日	法務局地図作成事業における令和7年度以降の新整備計画について(お知らせ)
3月28日	住所等変更登記の義務化の施行に向けたマスタープランについて(依頼)
3月28日	研修管理システム(manaable)のシステムメンテナンスについて(お知らせ)
3月31日	土地家屋調査士法第3条第2項第2号の規定に基づく認定について(通知)

月日	標 題
3月31日	eラーニングコンテンツの公開について(連絡)
3月31日	日本土地家屋調査士会連合会ハラスメントの防止に関する規則の新設及び日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則等の一部改正について(通知)
3月31日	専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険の加入に必要な提供情報の内訳確認について(お願い)
4月1日	令和7年度における国民年金基金の制度広報に係る協力依頼について(お願い)
4月2日	住宅用家屋証明の申請書類に係る押印の廃止について(参考送付)
4月4日	選挙管理委員会の組織について(お知らせ)
4月7日	令和7年度土地家屋調査士新人研修の実施について(お願い)
4月8日	全国一斉不動産表示登記無料相談会の開催について(お願い)
4月9日	令和7年度以降の登録免許税について(参考送付)
4月10日	経済構造実態調査の事前周知について(依頼)

土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

■ 登録

令和7年3月3日付け

東京	8400	大波	修
東京	8401	大柄根	淳
東京	8402	相馬	寛希
神奈川	3254	牧島	健
神奈川	3255	阿部	諒人
静岡	1878	榊原	大輔
静岡	1879	山下	禎生
山梨	427	嶋崎	将磨
長野	2641	柳澤	茂治
長野	2642	小原	茂
愛知	3154	山脇	賢人
愛知	3155	尾崎	駿
岐阜	1338	林	雅大
福岡	2455	井口	浩章
沖縄	540	佐々木	豊

令和7年3月10日付け

東京	8403	東	純一郎
埼玉	2827	古舘	直人
埼玉	2828	戸田	陽平
千葉	2293	堤	晋哉
群馬	1110	椎名	美帆
静岡	1880	本田	順平
山梨	428	佐保	賢司
長野	2643	弓場	稔之
愛知	3156	遠藤	亘一郎
愛知	3157	戸田	大就
愛知	3158	高木	建一
愛知	3159	山本	拓八
愛知	3160	佐竹	康弘
愛知	3161	新井	俊行
愛知	3162	佐藤	允和
三重	933	東	進一
福岡	2456	生田	研
福岡	2457	永田	秀樹
福岡	2458	秋山	弘樹
札幌	1258	藤田	大介
香川	748	村尾	拓也

令和7年3月21日付け

東京	8404	成住	邦雄
東京	8405	間瀬	勝彦
東京	8406	佐々木	健人
東京	8407	曾根	奨之
東京	8408	高木	治幸
神奈川	3256	橋本	竜弥
千葉	2294	橋本	剛延
栃木	965	岩出	哲和
長野	2644	戸堀	悟
愛知	3163	内田	康介
愛知	3164	杉浦	僚介
愛知	3165	加藤	めぐみ
愛知	3166	片岡	聡
三重	934	伊藤	彩貴
三重	935	山本	太郎
石川	698	北川	巧
福岡	2459	吾郷	公紀
福岡	2460	大島	正浩
福岡	2461	森川	敦貴
福岡	2462	吉田	悠佑
福岡	2463	永田	翔也
熊本	1256	澤山	尚梧
鹿児島	1131	新地	生和
宮城	1093	福田	浩之
山形	1253	高橋	啓
旭川	311	七尾	健太

■ 登録取消し

令和7年1月7日付け

茨城	1363	大久保	勉
----	------	-----	---

令和7年1月24日付け

長崎	694	山口	斉人
----	-----	----	----

令和7年1月27日付け

東京	5913	清水	武紀
----	------	----	----

令和7年1月28日付け

群馬	733	須藤	哲男
----	-----	----	----

令和7年2月8日付け

香川	515	塩入	秀樹
----	-----	----	----

令和7年2月9日付け

大阪	2530	寺下	実
----	------	----	---

令和7年2月15日付け

札幌	740	今川	建児
----	-----	----	----

令和7年3月3日付け

神奈川	2893	蓮沼	芳夫
新潟	1595	中野	良一
鹿児島	686	塩屋	和秀

令和7年3月10日付け

埼玉	2111	高橋	明彦
千葉	1911	星野	義一
茨城	1078	古谷	勢治
静岡	1213	横山	保夫
山梨	208	滝口	隆嗣
広島	1386	尾首	修司
鹿児島	888	持留	博志
高知	560	高橋	清健

令和7年3月21日付け

埼玉	1840	木村	正英
静岡	1299	藤田	敏郎
長野	2387	樋口	恵子
岐阜	1261	竹内	晃久
福岡	2094	無津呂	哲朗
宮崎	667	茶木	久敏
旭川	229	小林	賢次
愛媛	843	松岡	徹

■ ADR認定土地家屋調査士の登録

令和7年3月21日付け

大阪	3379	長谷部	優
福岡	2399	中島	宏朗



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

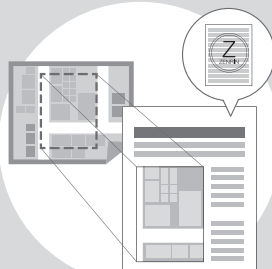
事前調査の 業務効率化

現地調査前に
必要な地図がこれ一つで



PC やタブレットでいつでも確認でき、
資料集め・事前調査で活用できます。
紙の地図帳とは異なり、ページの境や
市町村境も簡単に確認できます。
(住宅地図・ブルーマップは全国閲覧可能)

複製許諾付きの
地図印刷ができる



対象範囲を指定の縮尺で設定し、
簡単に地図資料を作成できます。
地図には複製許諾証がついており、
案内図配布や登記申請の添付資料として利用できます。

業務で便利な
機能搭載



シーンに応じたさまざまな検索、
SIMAデータを取り込んで基準点
等の位置確認、距離や土地の簡
易計測など、便利な機能を多く
搭載しています。

調査情報を地図上で 一元管理



地図上の位置と調査情報を紐づけ

調査情報・関連書類を地図上に登録し、事件簿の
一元管理が可能。登録情報は CSV 出力もでき、
年計表作成にも活用できます。

調査情報共有で 調査士どうしの連携強化



- 事件簿情報・調査ファイルの中身など、秘匿性の高い情報は公開されません。
- 基本情報・その他所有情報などが共有されます。

新機能追加について

- 現在・過去年度別の空中写真を確認できるようになり、土地の変遷を用意に確認できます。
- 等高線レイヤが常時表示でき、現場の傾斜を事前に確認できます。……他にも便利な機能を同時追加！

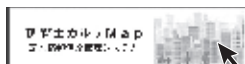
全国閲覧可 月額 **3,960円** (税込)

お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております

無料で利用できる期間を
ご利用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



◀ 連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
(E-mail) kartemap@chosashi.or.jp



研修管理システム

「manaable(マナブル)」の利用登録



日本土地家屋調査士会連合会では、令和6年10月22日から研修管理システム「manaable（マナブル）」を導入しています。研修受講申込・受講管理・eラーニング視聴等に必要となりますので利用登録をお願いします。

manaableの利用登録は、下記のURL（当連合会ウェブサイト）へ移動していただき、manaableのアイコンから登録できます。

<https://www.chosashi.or.jp/activities/training/>

また、次ページの二次元バーコードからも登録可能です。

研修管理システム (manaable)

この研修管理システムでは、日本土地家屋調査士会連合会及び全国の土地家屋調査士が行う研修情報を提供します。土地家屋調査士会員及び有資格者は、こちらから研修に申し込むことができます。

3つのステップだけで登録完了！ (PDF ファイル 0.33MB)

研修管理システム操作マニュアル (利用表用) ver1.0 (PDF ファイル 7.13MB)

専門職能継続学習 (CPD) 履歴検索

土地家屋調査士研修関係
専門職能継続学習 (CPD) 履歴

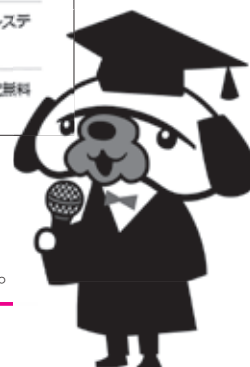
主たる土地家屋調査士会員が行った専門職能継続学習 (CPD) 履歴情報を公開しています。

専門職能継続学習 (CPD) とは

日調連の活動

- 所有者不確土地問題・空き家問題等の主な取組経緯の概要
- 70周年記念事業
- シンポジウム・講演会
- 出版物のご紹介
- 会議
- 研修
 - 新人研修
 - 特別研修（法務大臣定研修）
 - 一般研修
 - 研修の体系
 - 専門職能継続学習 (CPD)
- 土地家屋調査士法第25条第2項に規定する「地域の慣習」
- 日調連データセンターシステム
- 全国一斉不動産表示登記無料相談会

こちらのアイコンをクリックし、新規登録から利用登録してください。



3 つのステップだけで登録完了！

ステップ 1

会員の方は、ご自身のメールアドレスと、ご自身の所属会の選択と、登録番号をご入力いただき、会員情報と合致したら会員としてログインすることができます。
会員以外の方は、ご自身のメールアドレスのみでログインが可能です。

⚠ 同じメールアドレスでの登録はできません。

⚠ 携帯キャリアメール(docomo / softbank / ezweb など)での登録はセキュリティ設定によりメールが届かない可能性がありますのでご注意ください。



会員の方

新規登録

会員 会員以外

会員以外の方

ステップ 2



日本土地家屋調査士会連合会 <no-reply@manaable.com>
To info@senda >

「本登録手続き」のご依頼をいただき、ありがとうございます。

メールに届いたピンク枠のリンクをクリックして、
本登録手続きの画面に遷移します。

⚠ 本登録手続きのリンクは有効期限が24時間になっています。

下記のリンクから本登録手続きをお願いします。

https://chosashi.manaable.com/signupform?type=ORG&token=96b3216d48e42d5e801b9f3d820d321a&email=info%2Bsenda%40manaable.com&member_id=46f3405f-b71c-49a9-b05c-491549b677b3

※リンクの期限が切れている場合は再度本登録手続きをお願いします。

※本メールにお心あたりのない場合は、お手数ですが本メールを破棄してください。情報は登録されませんのでご安心ください。

※本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

日本土地家屋調査士会連合会

ステップ 3

本登録画面で 登録するだけで完了！

本登録画面で補足の情報やパスワードを入力するだけで、
登録が完了して、研修に申込みができるようになります。
その後は同じご自身のお名前等を入力する必要がありません。

「俳句」で楽しもう

「ちょうさし俳壇」選者 深谷 健吾

俳句は、何時でも、何処でも、誰でも詠むことができます。

ただし、俳句を詠むには、二つの約束事があります。一つ目は五・七・五の十七文字で詠むこと。二つ目は一句の中に季語即ち季節の言葉を入れて詠むことの「有季定型」が基本条件であります。

作句にあたり用意する物は、ペンとメモ用紙(俳句手帳)と俳句歳時記であります。歳時記とは、一年の季節の移り変わりを記した辞書。即ち季語・季題を集め、春・夏・秋・冬・新年に分類して注釈を加え、例句を並べたもの。作句のバイブルといわれるものですので、これだけは本屋さんでご購入してください。お茶・お花・ゴルフ・写真など、趣味の中でも比較的安価に楽しめる趣味であります。

俳句は、世界一短い定型詩であります。故に川柳は兄弟みたいなものですが、短歌や詩よりも庶民的で圧倒的に人気のある趣味として取り組みやすい文学であります。

特に俳句の初心者の方は、「有季定型」の基本を守って句作してみてください。日本の言葉は、元来五・七調が基本であるため定型の部分は馴染みやすいですが、有季の部分の季語だけは歳時記で勉強していただかなければなりません。

まずは、身近なこと即ち家族・家庭・家事などを句材にして一句に挑戦してみてください。

次第に、範囲を広げて家の周辺の散歩とか、旅行とかの状況や情景を見て句作に励んでいただければと思います。

俳句は、「^{かちょうふうえい}花鳥諷詠」を詠む。即ち四季の移り変わりによって起こる自然界、またはそれに伴う人間界の現象を詠むことといわれています。また、俳句は「季語を詠む」ともいわれ、俳句歳時記を開いて季語の意味とか、注釈とか、例句などを学んで句作の参考にしてみてください。人間、何事も真似ることから始まり、覚え学んでこそ知恵のある豊かな暮らしができるのではと思います。俳句も例外ではありません。先人の句を詠んで、真似て、覚えて、学んでこそ上達するのではと思います。

なお、俳句は、入試科目の解答と違い正解はあり

ません。季感は各自それぞれであります。自由に句を作り自由に句評をしても、何ら問題のないのが俳句であります。何方にも学びやすく、幾つの歳になってもできますし、高齢者層には特に人気であり、人生の最終章における最適な趣味であると思います。

会員の皆様、家族の皆様、補助者の皆様、会員OBの皆様、長寿社会の友として、人生の友として、健康で、心豊かで、楽しい暮らしの一助となる俳句をも趣味の一つにお加えいただきますことをお奨めいたします。

俳句をやってみようと思われま方は、まず「ちょうさし俳壇」に三句以上をご投句願います。お気に召すかどうか分かりませんが、俳句の普遍性からして一部を手直しして会報に掲載させていただきます。

俳句を通して、少しでも皆様のお役に立つことができれば、この上なき幸せでございます。お互いに、俳句を楽しみましょう。



【ご投句方法】

- ◆所属の土地家屋調査士会名
 - ◆俳号
 - ◆俳句(一口3～5句程度)
- 以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。
郵便：〒101-0061
東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会広報係
FAX：03-3292-0059
電子メール：rengokai@chosashi.or.jp

投句期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。



「大瀑布」

深谷 健吾

霊山のおどろく大瀑布
溪流の音を消し去る青嵐
子の丈の親をしのぎて今年竹
電線の高さすれすれ山車曲る

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田

操

足の萎え支へる杖や青き踏む
暮れなずむ山影淡し春時雨
難聴も笑顔で返す春の風
先を行く声はばかり梅日和

茨城 中原ひそむ

芹摘むや逝きたる妻を想ひつつ
山里にある養老院や閑古鳥
納得の出来ぬ些事あり万愚節
清流の平瀬に沿ひて花筏

岐阜 堀越 貞有

老いてより学ぶ楽しさ余花の雨
卯建まで飛ぶ構へして雀の子
庭先に人來し気配春障子
豆ごはん食べては思ふ母のこと

兵庫 小林 昌三

あめつちの恵を抱きて若菜摘む
輪番で園児水やるチューリップ

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

足の萎え支へる杖や青き踏む

「青き踏む」とは、春の季語「踏青」の傍題。中国の古い習俗に、陰暦三月三日に人々は野辺に出て青草を踏み、遊宴を催したことがあり、それを習ったもの。その日に限らず野遊びと考えてよい。野遊びは春の風景を楽しむ人々の気分に含まれた季語であるが、青き踏むには萌えた緑の草を踏むという色感も、感触も備わっている。また「踏青」には漢語の持つ古典の風格が伝わってくる。杖を持つて歩く人にとつては、殊に春待つ心情は強く感じるものであろう。提句は、春になつて野遊びに出掛け、春の光景を楽しむとともに、喜びの心情を活写した佳句である。

中原ひそむ

清流の平瀬に沿ひて花筏

「花筏」とは、春の季語「落花」の傍題。落花とは桜の花が舞い散るさま、または散り敷いた花びらをいう。桜の花は散り際に潔く美しいので古くからその風情を愛されてきた。「花吹雪」は桜の花が風に散り乱れるさまを吹雪にたとえたもの。水面を重なつて流れる花びらを筏に見立て「花筏」という。花見は春の風物詩であるが、風物詩の中でも日本一であろう。「平瀬」とは川の中でも流れがゆったりとした平らな瀬のこと。「花筏」が清流の平瀬をゆつたりと流れる光景は花見のなかでも興趣な景であり、

その情景を活写した佳句である。

堀越 貞有

老いてより学ぶ楽しさ余花の雨

「余花の雨」とは、夏の季語「余花」の傍題。初夏を迎えて、なお山中などで咲き残っている桜のこと。「夏桜」「若葉の花」「青葉の花」とも言われ、若葉に混じつて咲く花を協調した季語のこと。なお「残花」は春も末のころまで咲き残っている桜の花のことをいう。俳句では「残花」は春、「余花」は夏の季語である。提句は、上五、中七に対して下五の「余花の雨」の季語の幹旋が良く効いている見事な一句である。

小林 昌三

輪番で園児水やるチューリップ

「チューリップ」は、春の季語。鉢植え後、青緑の芽を出し、まもなくその中心から蕾が現われ、だんだんとのびてくる。花は碗型で上向きに咲き、一重・八重咲きがあり、色は赤・淡紅・白・黄などがある。春になると愛らしい花を咲かせるチューリップは春の代表ともいえる球根植物である。育て方も比較的容易で幼稚園や学校でも鉢植えや花壇で育てられ、子供たちにも人気のある花でもある。鉢植えのチューリップを育てている幼稚園の一句か。教育の一環としては素晴らしいこと。園児や先生に拍手しましょうか。ワクワクする楽しみな一句である。

【令和7年5月26日から】 戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります！

法務省民事局民事第一課

戸籍に振り仮名を記載する取組が始まります

(戸籍の写しイメージ)

全部事項証明	
本籍名	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名	法務 太郎
氏の振り仮名	ホウム
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ

振り仮名を記載します

令和7年5月26日に、改正戸籍法が施行され、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります。

戸籍において氏名の振り仮名を公証し、これを官民の手続で利用可能とすることは、各種システムにおける検索や管理等の効率化に資するものであり、デジタル社会における重要な基盤となることが期待されます。

この記事では、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れなどについてご説明します。

戸籍にフリガナが
記載されるよ！



戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

戸籍に記載する予定の振り仮名の通知が届きます

(通知書イメージ)

110-8977
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法務 太郎 様

戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

(連絡先)

〇〇県〇〇市〇〇
〇〇市役所市民課〇〇係

令和7年5月〇〇日

戸籍に記録される振り仮名の通知書

〇〇県〇〇市長

令和8年5月25日までに振り仮名の届出がなかった場合は、以下の振り仮名を戸籍に記載いたします。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
氏	法務
振り仮名	ホウム

①

名	太郎
振り仮名	タロウ

②

名	花子
振り仮名	ハナコ

③

名	一郎
振り仮名	イチロウ

④

名	ゆり
振り仮名	ユリ

※筆頭者「法務太郎」、配偶者「花子」、長男「一郎」、長女「ゆり」が同じ住所にお住まいの場合

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を通知しますので、通知書に正しい振り仮名が記載されているかご確認ください。

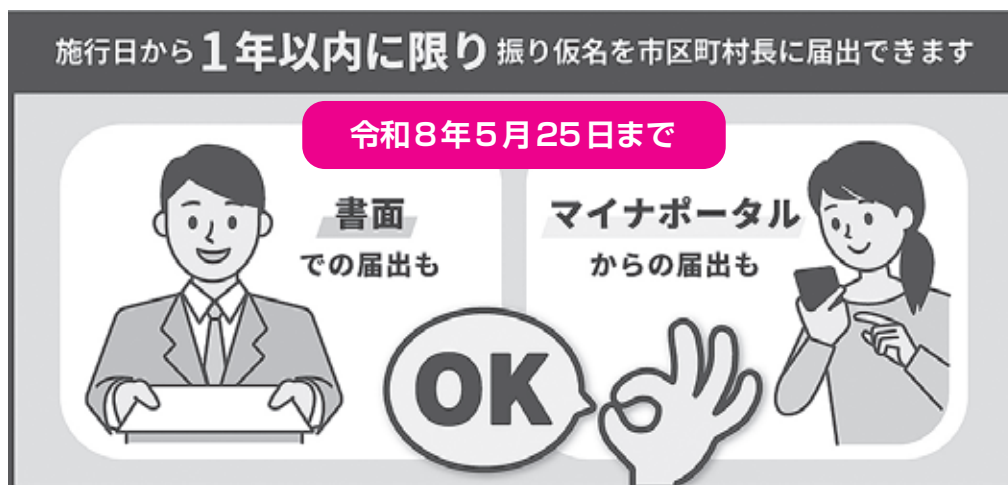
振り仮名の通知書は、戸籍単位で送付されますので、例えば、父、母、長男、長女の4人家族で同じ住所にお住まいの場合には、家族4人分の振り仮名が記載された通知書が届くことになります(同じ戸籍に別の住所にお住まいの方がいる場合は、住所ごとに届きます。)

※通知書は、住民票の事務処理用に市区町村が便宜保有する情報を参考にして作成されます。

通知が届いたら併せて確認してほしいこと

パスポートや年金、銀行口座などで既に使用している氏名の振り仮名を確認しておきましょう。戸籍の氏名のフリガナをパスポートや年金で使用しているものと違うものになると、これらで使用している振り仮名の変更手続きが必要となります。





通知書に記載された振り仮名を確認していただき、あなたの実際の振り仮名と異なる場合には、令和8年5月25日までに、市区町村に正しい振り仮名の届出をしてください。

振り仮名の届出は、市区町村の窓口で行うほか、マイナポータルからオンラインで行うこともできます。マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口に行く必要がありませんので、大変便利です。

【マイナポータルからの届出はこちら
(5月26日以降接続可能)】



※氏の振り仮名は戸籍の筆頭者が、名の振り仮名は戸籍に記載されている者が届出をすることができます(未成年者は、親権者から届出することもできます。)

ここに注意！！

- ・ 振り仮名の届出に手数料はかかりません。
 - ・ 振り仮名の届出をしなくても罰則はありません。
- ⇒戸籍に振り仮名を記載する本取組に関して、法務省や市区町村の名を騙って金銭を要求したり、届出をしなければ罰金が課せられるなどと不安を煽ったりする詐欺行為にご注意ください。



施行日から1年以内に届出がなければ 市区町村長が振り仮名を記載します

(戸籍の写しイメージ)		全部事項証明
本 籍 名	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
氏 名	法務 太郎	
氏の振り仮名	ホウム	
戸籍に記録されている者		
		【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ

通知書に記載された振り仮名が、あなたの実際の振り仮名と一致する場合には、振り仮名の届出をしなくても、令和8年5月26日以降に通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

届出をしなかった場合に戸籍に記載された振り仮名は、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます。

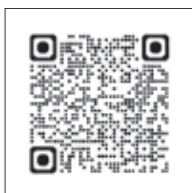
※届出した後の振り仮名を変更するには、家庭裁判所の許可を得て届出する必要があります。

戸籍の振り仮名制度に関するお問い合わせ窓口について

下記の法務省ホームページの特設サイトでは、制度に関する「よくあるご質問」を掲載しており、マイナポータルからの振り仮名の届出の方法についても、動画で分かりやすくご案内しています。

土地家屋調査士の皆様に依頼者から質問・相談があった場合には、ぜひ適切なご案内をお願いします。

【戸籍の振り仮名制度特設サイトのQRコード】



【法務省 HP の URL】

URL : https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html



法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付けで行われましたので、その一部を左に紹介いたします。

○ 令和七年四月一日付け異動

法務局

地方
法務局

序名

地方
法務局

地名散歩

第158回 都府県境をまたぐ「同一地名」の事情

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

JR横浜線相原駅^{あいほら}の所在地は、東京都町田市相原町である。この駅から新横浜方面へ向かう上り電車に乗ると、300mほどで境川を渡って神奈川県に入るのだが、線路の西側の住所は相模原市緑区相原一丁目だ。境川はその名の通り武蔵国と相模国(東京都と神奈川県)の境である。かつては田倉川^{たくら}、高座川^{たかくら}などと呼ばれていたが、文禄3年(1594)の検地の際に、それまで北側の尾根辺りに通っていた国境を川に変更したことで、境川の名が付いたらしい。

高座^{こうざ}といえば、現在の相模原市(旧市域)から藤沢市、茅ヶ崎市に至る相模川と境川に挟まれた南北に細長いエリアの郡名だ。おそらく相模川の両岸に顕著な河岸段丘の段丘崖—高いクラ(崖)が連なっていたことがそのルーツと思われる。高座郡は古くは「たかくらのこおり」と読み、高倉郡の表記もあったが、後に

音読みが変わった。ちなみに現在でも高座郡に所属するのは、寒川町のみである。

相原村は戦国時代末期に両国に分裂、江戸期には武蔵国多摩郡^{ゆぎ}柚木領相原村と、相模国高座郡相原村として共存していた。廃藩置県後にどちらも神奈川県となったのもつかの間、明治26年(1893)には所属する南多摩郡を含む三多摩地域がすべて東京府に移管されたため、都(府)県境をまたぐ相原(町田市側には「町」がつく)が現在まで続いている。両者ともに町田市立と相模原市立の「相原小学校」があり、しかも電話番号は偶然にも1番違いなので、かけ間違いは日常茶飯事という。

国境・県境をまたぐ同じ地名は意外に各地にある。上信国境に位置する旧中山道の碓氷峠^{うすい}に位置する峠という地名もそうだ。群馬県側は安中市松井田町峠^{あんなか まつい だまち}で、江戸期の峠村は熊



東京都町田市(北側)と神奈川県相模原市緑区にまたがる相原の地名。都県境は武蔵・相模の国境をなす境川である。地理院地図令和7年(2025)4月10日ダウンロード



越前国の福井県あわら市(南側)と加賀国の石川県加賀市にまたがる吉崎の地名。吉崎御坊の門前町として中世から発展した。水面は北潟湖の一部である。図の出典は左に同じ。

野権現社の用地として除地(免租地)であったが、高冷地のため作物がなく^{ほつほ}初穂料だけでは暮らしが立たないので、旅人向けに力餅や山菜を売り、^{きじし}木地師に^{しゃくし}杓子などを作らせて販売するなどで生計を立てていたという。

長野県側は北佐久郡軽井沢町峠町で、上州側の熊野神社にぴったり隣接した熊野皇太神社の門前町だ。熊野講による牛王御^ご祓^お札^{らいふだ}の配布や茶屋などの商売に従事したという。^{ほうそう}疱瘡が重くならないご利益があるとされた杓子を売っていたので「杓子町」とも呼ばれた。明治24年(1891)の人口は群馬県側に33人、長野県側に63人を数えたが、これは信越本線の碓氷峠区間が開通する2年前であり、交通路から外れて減少、現在は群馬県側1人(令和7年)、長野県側12人(令和2年)である。熊野神社と熊野皇太神社は同じ石段を登ったところにあるが、その石段の右半分が上州、左半分が信州という珍しいもの。賽銭箱も同じ屋根の下でぴったり隣り合っているのが奇観だ。

石川県と福井県にまたがる吉崎も同様である。浄土真宗の蓮如上人が文明3年(1471)に創建した吉崎御坊^{ごぼう}の門前町だが、江戸期には越前^{みくにみなと}の三国湊(現福井県坂井市)とともに北前船の寄港地として繁栄した。大聖寺川の河口に位置し、ラグーンの北潟(北潟湖)が控えていることから、避難港に適している。吉崎浦には多くの船主がおり、北前船貿易の利益が地元還元された。現在も御山と呼ばれる御坊の跡地には、浄土真宗本願寺派吉崎別院がある。

江戸期には、加賀側が「江沼郡吉崎村」、越中側が「坂井郡吉崎浦」と称し、現在では石川県加賀市吉前町と福井県あわら市吉崎。国境をまたいで門前町が一続きの市街地に発展したので一見して境界はわかりにくい。平成27年(2015)には、北潟湖に面して観光施設の「越前加賀県

境の館」がオープン、玄関が両県にまたがっている珍しいものだ。訪れたことはないが、床には県境と両側の住所が記されているという。すぐ近くの吉崎一丁目には蓮如上人記念館もある。

埼玉県と東京都にまたがるのは二本木。埼玉県入間市と東京都西多摩郡瑞穂町のそれぞれ大字二本木で、こちらはもともと埼玉県入間郡元狭山村だったのが、昭和33年(1958)に一部が東京都瑞穂町に編入されて生じた比較的新しいものだ。発端は同28年施行の町村合併促進法に基づく「昭和の大合併」で、製茶などの産業から生活の面で以前から東京都側と結びつきの強かった元狭山村議会では、全会一致で東京都瑞穂町への編入が議決された。ところが、直前の村長選に敗れた人物のグループがこれに反対、埼玉県もこれを応援したため紛糾したのである。結局は、元狭山村のうち3分の2が東京都へ、残り3分の1は埼玉県に残留という結果となった。それ以来、大字二本木は南北に分割されている。合併直前にあたる昭和33年(1958)11月15日の『福生新聞』には、瑞穂町長・原島治平氏の話(寄稿?)が次のとおり掲載された。

「あれ程瑞穂町へ合併することを熱望して居ったものが残県することになった心情を察するとき吾々の血はわき義ふんを感じるのである住民の意志を無視して良い政治はあり得ない樹木の樹命は長くありません。将来埼玉に残県した元狭山住民の瑞穂町民となる日の来ることを確信し待望するのである」

まさに憤懣^{ふんまん}やるかたない気分の横溢したコメントだ。当時は、村民が賛成派と反対派に分かれ、子供も巻き込んだ分断が起きたことを関係者から聞いたことがあるが、その後67年が経った現在も、境界変更の話はない。時間が解決したということか。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

国民年金基金

基金だより

～ご家族の加入等について～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

■ご家族の加入

国民年金基金制度(以下「基金」といいます)は、主に、個人事務所の国民年金加入者(第1号被保険者)の方にご案内していますが、不確実な、そして、長期化する将来に向けて、経済的な生活基盤をより確かなものとしていくためには、ご本人のみならず、ご家族を含めた対応が求められます。

基金は、国民年金加入の第1号被保険者であるご家族も加入することができますので、長期的な視点からご家族の加入についても検討いただきたいと思います。もちろん、年金の型や口数は、ニーズに合わせて選ぶことができ、加入後も掛金の増額、減額、一時停止なども可能です。さらに、基金の掛金額は、将来の年金給付額が同じなら、加入時の年齢が若いほど低く設定されていますので、できるだけ、早くご加入された方が有利な仕組みとなっています。

例えば、図に見るように、基金の終身年金(A型)に1口のみ加入した場合、65歳から年金が月当たり2万円、終身給付されますが、男性の場合では、25歳加入の場合と35歳加入の場合とでは、60歳までの掛金総額に30万6000円もの差があることが分かります。

また、基金の掛金は、全額が社会保険料控除の対象として認められています。社会保険料控除の場合、生計を同じくするご家族分の掛金を負担した場合、負担した方の所得から控除することができますので、ご家族の中で所得の多い方が負担した場合、

図 終身年金A型1口加入のケース
(65歳から年金月額2万円終身支給)

60歳までの掛金総額

	25歳0月加入	35歳0月加入
男性	361万2000円	391万8000円
	30万6000円の差	
女性	418万3200円	453万6000円
	35万2800円の差	

税優遇の効果は大きくなります。

例えば、課税所得金額700万円の方が、掛金月額3万円(月額36万円)でお一人で加入の場合、基金掛金は全額社会保険料控除となりますので、36万円×33%(所得税・住民税の合算税率)=11.9万円が節税額となりますが、ご家族(課税所得0円)が同じく掛金月額3万円でご一緒にご加入の場合、さらに、11.9万円が節税となります。

この機会に、未加入のご家族の加入について、ご検討をお願いいたします。

■掛金1年前納の方の引落日

令和7年度分の基金掛金を国民年金保険料と合算せずに1年度分前納とされている方の引落日は、6月2日(月)となっていますので、ご注意ください。

■キャンペーン情報

加入者の方が、ご家族や知人等をご紹介・ご加入いただいた場合、クオカード1,000円を進呈するキャンペーンを実施していますので、どうぞご利用ください。

国民年金基金のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —

税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

ホームページ上でもシミュレーション
加入申出のお手続きができます。

国民年金(老齢基礎年金)に上乘せする

終身を基本とする「公的な年金制度」です。

加入資格

- 20歳以上 60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上 65歳未満で国民年金に任意加入している方

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部



<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

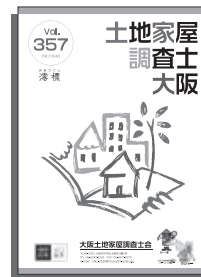
0120-137-533



大阪会

「来るべき巨大地震に備える2024 大地震で土地を失わないために今できること 大阪市立住まい情報センターとのタイアップ事業」

社会事業部理事 長田 育紀



『簿標』第357号

令和6年12月7日(土)午後1時から大阪市北区の「大阪市立住まい情報センター」で令和6年度タイアップ+plus事業として大阪土地家屋調査士会災害・空家等対策委員会と大阪市立住まい情報センターがコラボして「来るべき巨大地震に備える2024～大地震で土地を失わないために今できること～」をテーマに正井利明委員長が市民に向けて講義を行いました。このテーマは前回に続けてのパート2になります。

松島稔副会長の挨拶の後、正井委員長の講義が始まり、ホールに約30名、オンラインでもたくさんの方が参加していました。



事前の告知は大阪市立住まい情報センターと当会のホームページや大阪市の広報誌また大阪市立住まい情報センターからのメール案内、地下鉄でのチラシ設置などで知った方が

正井委員長の言葉に真剣に耳を傾けていました。阪神・淡路大震災から約30年、これから起こるといわれる南海トラフ地震は科学的に予知ができないことからとにかく予防に徹することが大事で、地震で土地が大きく動いたときでも境界線について所有者は安心できるように準備しておかなくてはならないことをじっくり話されました。大震災の後、矢継ぎ早に法改正が進み相続登記の義務化や相続土地の国庫帰属制度、また、法務局が遺言書を預かったりと大震災後にインフラ整備がスムーズに進むために国も前向きです。たくさんの難しい言葉や内容でありましたが、それを理解しようとする皆さんの姿勢をみ



て専門家がその知識を伝える大切さを感じました。

講義が終わった後、質問コーナーが設けられており、事前に配布している質問票に内容を書いて提出してもらい、それに対して正井委員長は一つ一つ丁寧に答えしていました。

最後に事前申し込みのあった方に対して登記相談会が行われてセミナーが全て終了しました。

正井委員長の講義はお話しされる言葉がとても分かりやすく、それに加えて配布資料の内容がさらに分かりやすくまとめられていました。

参加者がその場で聞き漏らしたことや記憶が薄れていたとしても家に帰って配布資料に目を通すとそのときの記憶がパッとよみがえるように作られています。参加者も自分自身も有意義な時間でした。

正井委員長、ご準備等いただいた委員会の皆さん、ありがとうございました。



「月刊誌『更生保護』に土地家屋調査士の記事が掲載されました」

社会事業部長 田中 秀典

月刊誌『更生保護』は、日本更生保護協会が、全国の保護司をはじめとする更生保護関係者、関係機関、大学等に配布しており、昭和25年11月からの歴史を持ちます^{*1}。主要な配布先である全国の保護司は、令和6年1月1日時点で46,584人です^{*2}。

今回、大阪保護観察所から、大阪土地家屋調査士会に、保護司の安定的な確保に向けての協力依頼があり、保護司でもある当職が対応することになりました。掲載に当たっては、4ページ、3,000文字程度の枠をいただき、職業を持ちながら保護司活動を行うことや、土地家屋調査士の業務などについて記事としました。

更生保護とは、地域内で、罪を犯した人の立ち直りを支えることであり、保護司はその一役を担っています。地域内で支えるとは、一部の役割を持った者だけが関わるのではなく、広く地域住民の理解や協力を必要とし、また、それは結果として地域の安全性、防犯の向上につながります。



労働力不足や、社会的役割の増加によって、人々はますます忙しくなっているように思います。やるべきことで慌ただしく、流されるような毎日の中で、ふと足を止めて周りを見渡すことや、関りを持つ場を増やすということも時には必要ではないでしょうか。

特に、土地家屋調査士は、大きな組織に所属していることはまれで、自分の代わりはいないという責任の中、果たす役割は大きく、その一方で、われわれ、土地家屋調査士は、土地や地域と関わり、依頼者や隣接も含めた人と関わる業務を担うことから、人を知ること、人とつながることも、また必須ではないでしょうか。

当職が保護司となり、学んだことは多いです。「大変じゃない?」、「危険はないの?」などのご質問をいただくこともあります。保護司はどのようなことをしているのか、興味を持たれた方は、ぜひ、文末にご紹介します、大阪保護観察所をはじめとする各機関のホームページをのぞいてみてください。大阪府下では50以上の保護司会があり、身近な地域での人脈作りにとっても良いです。また、更生保護を応援する方法も、寄付や賛助会員をはじめとしてさまざまあります。近くの法務局などに出向かれた際に、「社会を明るくする運動」のポスターの前で足を止めていただだけでも応援していただけるものと思います。草の根的な活動ではありますが、広がることを期待します。

〈参考〉

大阪保護観察所：https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_osaka_osaka.html

日本更生保護協会：<https://www.kouseihogo-net.jp/hogokyoukai/index.html>

全国保護司連盟：<https://www.kouseihogo-net.jp/hogo/hogoshi/index.html>

〈引用〉

*1 月刊誌『更生保護』(日本更生保護協会)
<https://www.kouseihogo-net.jp/hogokyoukai/books.html>

*2 統計で見る保護司(全国保護司連盟)
<https://www.kouseihogo-net.jp/hogo/hogoshi/condition.html>



編集後記

風薫る5月となりました。つい先日まで街を彩っていた桜も、今はその役目を終え、まぶしいほどの新緑が目映える季節です。散りゆく桜が次の季節への期待感を抱かせるように、今月号の月刊「土地家屋調査士」は、未来を担う新たな会員の皆様へ向けた特集を中心にお届けします。

巻頭を飾るのは、資格受験校であるLEC東京リーガルマインド様と日建学院様にご寄稿いただいた「令和6年度土地家屋調査士試験の傾向分析」です。長年、多くの受験生を合格へと導いてこられた専門的立場から、昨年度の試験を多角的に分析し、その傾向を読み解いていただきました。択一式問題における基礎力の重要性、記述式問題における読解力や実務的思考力の必要性など、具体的なポイントが示されています。これから試験に挑む方はもちろん、指導する立場の方々にとっても、示唆に富む内容となっているのではないのでしょうか。近年の合格者数増加の背景にある業界の状況にも触れられており、土地家屋調査士の将来を考える上でも貴重な論考です。

併せて、日本土地家屋調査士会連合会研修部からは、新人研修のレポートと令和7年度の開催に向けたお知らせを掲載しています。満開の桜のように、新たに土地家屋調査士となられた皆様が、この研修を経て、それぞれの地域で活躍されることを心から願っております。本誌が、その一助となれば幸いです。

私事ですが、この春から私の事務所にも新たなメンバーが加わりました。令和6年度試験に合格された若人です。彼女の成長を楽しみにしつつ、私自身も襟を正し、見本となるような振る舞いを心がけたいと思います。

桜から新緑へとうつろう自然のように、変化し続ける社会の中で、土地家屋調査士に求められる役割もまた、進化していくことでしょう。本誌が、その変化に対応し、皆様の知識や技能を高めるための一助となれるよう、編集部一同、今後も努めてまいります。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社